

## 令和2年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第1回東彼杵町議会定例会は、令和2年3月19日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 林田 二三 君 | 2番  | 立山 裕次 君  |
| 3番  | 口木 俊二 君 | 4番  | 浪瀬 真吾 君  |
| 5番  | 大石 俊郎 君 | 6番  | 尾上 庄次郎 君 |
| 7番  | 後城 一雄 君 | 8番  | 浦 富男 君   |
| 9番  | 橋村 孝彦 君 | 10番 | 森 敏則 君   |
| 11番 | 吉永 秀俊 君 |     |          |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

|         |            |              |          |
|---------|------------|--------------|----------|
| 町 長     | 岡田 伊一郎 君   | 教 育 長        | 加瀬川 哲文 君 |
| 副 町 長   | 三根 貞彦 君    | 会 計 管 理 者    | 森 隆志 君   |
| 総 務 課 長 | 松山 昭 君     | 健康ほけん課長      | 構 浩光 君   |
| 農林水産課長  | 高月 淳一郎 君   | 町 民 課 長      | 工藤 政昭 君  |
| 農 委 局 長 | (高月 淳一郎 君) | 税 財 政 課 長    | 山下 勝之 君  |
| 水 道 課 長 | 氏福 達也 君    | ま ち づ くり 課 長 | 岡田 半二郎 君 |
| 建 設 課 長 | 楠本 信宏 君    | 教 育 次 長      | 岡木 徳人 君  |

4 書記は次のとおりである。

|        |         |       |       |
|--------|---------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 辻 | 由美子 君 |
|--------|---------|-------|-------|

5 議事日程は次のとおりである。

|      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 一般質問（施政方針）   |
| 日程第2 | 議案第1号 東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定について<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)          |
| 日程第3 | 議案第17号 負担付贈与の受入れについて<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)                 |
| 日程第4 | 議案第19号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)        |
| 日程第5 | 議案第21号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第6 | 議案第22号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）<br>(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第7 | 議案第23号 令和2年度東彼杵町一般会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)               |

- 日程第 8 議案第 24 号 令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 25 号 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 26 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 27 号 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 28 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 29 号 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 30 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 31 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 陳情第 1 号 こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 32 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 18 報告第 2 号 専決処分に関する報告について  
(千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事 (その 11) 請負契約の変更に  
伴う請負金額の変更について)
- 日程第 19 常任委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 6 閉 会

## 開 会（午前9時28分）

### ○議長（吉永秀俊君）

皆さんお揃いのごようございます。おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 一般質問（施政方針）

### ○議長（吉永秀俊君）

これから議事に入ります。

日程第1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。

それでは、3番議員、口木俊二君の発言を許します。3番議員、口木俊二君。

### ○3番（口木俊二君）

おはようございます。先に通告をしておりました令和2年度の町長の施政方針について、4項目について質問を考えております。

令和2年度の施政方針の予算編成において、第5次東彼杵町総合計画や総合戦略を踏まえ、新しい発想、働き方改革、自治体間業務連携、民間委託、AIの活用などを模索して事務の効率化や経費節減に取り組んでいくと書いておられます。

そして、交通アクセスの良さと自然の美しさを強調しながら、「来てもらう」「見てもらう」「住んでもらう」町の実現を目指すとうたっておられます。

そこで、令和2年度の施策について質問を行いたいと思っております。

まず、第1問目、地域コミュニティについて伺います。

令和2年度の予算に計上してある各自治会に、均等割と人口割で補助金を出したいと言われておりましたが、予算審査の中でも意見がありましたが、本当にどんなものにも使用して良いものなのか、自治会が提出するものはないのか、そこら辺のところを少し噛み砕いてお話を伺いたいと思います。

2問目は、消防・防災についてであります。4分団の詰所建て替えの件は、この後同僚議員が質問予定であります。

前も質問したと思いますが、今消防団を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると思います。人口減少が進む中、団員の確保、定数の問題等いろんな問題が生じております。そして、平成20年に策定された災害時要援護者防災カードなるものが作成をされておりますが、このカードの件を町長はご存知なのでしょうか。

3点目は、教育文化の振興ということで、先人から現在まで受け継がれている千綿人形浄瑠璃についてお聞きをいたします。今年度1体の人形を購入されると聞いております。今現在は、人形浄瑠璃サポーターが受け継がれておりますが、どのようないきさつで今の形になったのか。そして、

これからどのような形で受け継いでいかれるのかを伺いたいと思います。

最後に、令和2年度に、町民グラウンドの大掛かりな改修工事を予定されていますが、来年度からソフトボールや野球等の県大会の予定をされているとお聞きをしましたが、他にも何か予定をされておられるのか伺います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。口木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコミュニティについてでございますが、どんなものにもでも使用して良いのかでございますが、今まで説明しましたように制限は設けないこと、施政方針にも記載していますように地域の活性化のために必要な経費としていただき、皆で支え合う社会の基盤づくりを目指していきたいと思っております。

次に、2点目の消防防災についてでございますが、消防防災上、消防団の役割は大きなものであることは言うまでもありませんが、社会構造の変化とともに消防団員も被雇用者の団員がほとんどとなっているのが現状と思います。これまでも対策として、団員OBを、団員が不足しがちな昼間の火災対応などに補助としてあたっていただく補助団員制度や予防啓発などに活躍していただく女性消防団員の確保など、消防団の維持向上に努めてまいっております。

平成31年1月には、東彼商工会と消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定を締結し、勤めの中でも消防団の活動にご理解とご協力をいただくように事業者の方々にもお願いをし、活動を続けることとしております。それでも、少子高齢化の進展など消防団員の確保についても厳しいものがありますが、本年度予算にも計上いたしておりますように第4分団詰所新築のための実施設計着手や、消防車消防ポンプの更新など、消防団がいざという時のために十分な力を発揮できますよう資機材など整備や環境を整備していくこととしております。

次に、災害時要援護者防災カードにつきましては、消防団と協議をいたしまして、今役場の方でデータで保管をしており、その都度、本人同意があったものだけ消防団に開示するようになっております。理由といたしましては、個人情報が含まれており、保管等に十分な配慮が必要なため、役場で保管をしているということであります。

長崎県でも、令和2年度中に全市町の個別支援計画の策定が開始される目標とされており、本町は令和元年度から蔵本、下三根、東宿の3地区で策定を進めているところでございます。今後は、全地区の個別支援計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、千綿人形浄瑠璃の継承でございますが、千綿人形浄瑠璃は江戸時代に誕生しておりまして、大正、昭和初期にかけて淡路人形座を招いた興業や、九州各地への巡業などを行っていましたが、時代の変遷とともに衰退し、昭和初期に人形座を廃業しています。戦後、地区の有志によって保存会が結成され、昭和29年に長崎県無形民族文化財に指定をされ、多くの演目を演じてまいりましたが、会員の高齢化と後継者不足で活動も減少し、保存会の活動も長らく休止状態でありました。

平成9年ごろから地区の愛好者によって人形浄瑠璃芝居が復興し、地元での復興公演のほか、千綿中学校の総合学習でも取り組みが行われてまいりましたが、それも継続が叶わず、ここ10数年は活動が無い状況でございます。

人形芝居は、地区で継承されている祭りや神社等の行事とは異なり、愛好者が集い、人形芝居の一座を構成するものであるため、地域の中でも継承に対して意識が少し薄いのではないかなと思っております。そこで、平成 27 年に町が主体となって地域に限定することなく愛好者を千綿人形座サポーターとして募集し、現在 11 名が登録している状況でございます。この中には、千綿宿の発祥の人形浄瑠璃の方々の千綿地区在住の方もメンバーとして入っていただいております。

町としましては、千綿人形サポーターを復興の要として考えておりまして、高度な技量を必要とする人形遣いの技術習得には、町の予算において淡路人形座から指導者を招へいして年間 6 回の指導を行っているほか、サポーターの自主的な練習も毎週木曜日に行われています。また、人形浄瑠璃芝居の普及と啓発の一貫として、平成 26 年度から淡路人形座公演を開催をいたしております。伝統文化の継承は、主にその保存会が役割を担っていますが、財政的な自立の難しさに加え、後継者の確保、育成が課題となっております。

千綿人形浄瑠璃の保存、継承につきましては、サポーター制度を最大限に活用し、サポーターの技術習得に取り組み、財政的な支援も進めてまいりたいと考えております。また、これと並行して、地域住民の伝統文化に対する理解を深め、関心を高めていく環境を醸成することも必要であることから、淡路人形座の公演や、伝統文化を教育の場で学び、体験する学習を展開していくことも重要であると考えております。

次に、4 番目のスポーツ振興についてでございますが、所信表明でも示しましたとおり運動施設や環境整備を進め、利便性を向上させることでその利活用の推進を図るとともに、交通の利便性を生かして、県大会などを積極的に誘致をしてまいります。

運動施設の改修では、今年度の取り組みとしまして、新港グラウンドに駐車場を設置するための工事を発注しており、次年度からは共用できる見通しであります。この他、令和 2 年度予算として承認をお願いしております町民グラウンド改修費では、表層の真砂土と排水暗渠からの全面更新に加え、2020 年から製造が中止されます夜間照明の水銀灯を LED 照明に取り替える方向で進めてまいります。

また、県大会等の誘致に関連して野球コート側のトイレも改築を行い、グラウンドの機能向上を図ってまいります。

町民の健康増進とスポーツの振興は、密接不可分な関係であり、健康な身体を維持することは医療費の縮減にも繋がると考えますので、施設整備のほかに体育協会加盟団体の育成や、スポーツクラブひがしそぎの充実など、教育委員会とも協同して取り組んでまいります。

また、令和 2 年度は、町民相互の親睦と地域の活性化、世代交流にも繋がる町民運動会を開催する予定であります。地区の中には高齢化が進んでいる所もあり、地区の年齢層に偏りが生じている場合もありますので、選手選考において地区の負担にならないように十分配慮をしていきたいと考えております。今後、教育委員会で準備を進めることとなりますが、子どもから高齢者まで楽しめるような内容で、気軽に参加できるプログラムにしたいと考えております。

その他、町民グラウンドの活用等につきましては、新港もグラウンドゴルフなどありますが、全体、例えば県大会等の大きな数が集まった場合は、町民グラウンドも利用できないか模索をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

はじめに、地域コミュニティについてということで伺いたいと思います。

今日、議場に入ってきたら、活動交付金の案ということで机の上にありますけれど、この前から話されておりますように、柔軟になりすぎではないかと思う気もいたしています。先ほども登壇して話をしましたけれども、やはり、何でも使って良いと言えば、口は悪いですけど適当に使って良いということで、この交付金というのは、今現在、町長のお考えというのは、領収書も要らないし、何でも要らないから自治会で話し合いをしながら、使えるものは何でも使って良いということの考えをもってよろしいんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えは、そういう地域でお金を使う考え、集まる、皆さんがアイデアを出す、それもコミュニティではないかなと思っております。いろんな活動に使っていただいて結構でございます。今までは、申請書とか何とかあったようでございますが、それも一切不要にいたします。

私が考えておりますのは、その資金でもお金が少ない、使えないとなれば地域で考えれば、少し基金でも積み残していったって一気に使う方法とか。地域で困っている状況等に皆さんが話し合いでお金を投じていく。いつも言うておりますように 65 歳以上の方が多いい地区が多いです。はっきり言いまして限界集落と皆さんにお示しをしたと思いますが、飯盛、遠目、西宿、菅無田、浦はこの辺はものすごく高齢者ばかりです。どうしても作業ができない時には、例えば日当を出して他所からきてもらう時もあるかもしれません。そういうものも全て今回はお願いをいたして、自由に皆さん方で地区で考えて使うお金、例えば、川の手入れなんかをする時も草刈りをする時も決まった人ばかり。道路も東彼杵町は燃料代しか出していませんけれども、そういう話し合いをしながら、是非、有効に使っていただければと思います。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

この表を見ておりましたら、均等割で一律 5 万 8000 円ということで、この前話された金額よりも少し減少しているのかなと。この高齢化比率というのは、ずっと数字を書いておりますけれど、点数が 3.01 とか 3.84 とか書いてありますけれど、この比率というのは、人口に対しての、人口と言いますか地区の人口に対しての高齢者。高齢者というのは、町長は何歳ぐらいを考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

高齢者は 65 歳を線を、定義をしておりますが、ただ、今質問があつていますが、私は、これは一般質問の外に、終わってから皆さんのご意見をお伺いできればなと思っておりましたが、もし、必要なら総務課長に説明をさせますが、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、皆さんにお話をさせていただいて、私がここで言っても皆さんの意見がいろいろあると思いますけれど、ちょっと1つだけお聞きしたいと思います。この東町とか里とか三根辺りには、施設がありますね、病院とか。そこに入っておられる世帯と言いますか、人の人数も入っているのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その人数は、差し引いております、地区の中から、世帯数から。もみの木荘とかございますけれど、それは除外しております。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

除外していると、何十人かおられますよね。里なら里にありますけれど、そこに入っておられる入所者の方は除外をされておるのですかね。そうしたら、里の人口には入っていない。人口と言いますか、人口割ですてありますけれど、それに入っていないということですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどお答えしましたように世帯数ですてしておりますけれど、そういう所は実際の地域の数、世帯数から一切除外して計算をさせております。その辺も含めて、もしご異議がございましたら皆さんにお諮りをして、検討したいと思います。今のところ施設は外しています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、これ今回初めてされるわけですが、次年度も引き続き、継続ということで考えていてよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

本会議で申しましたように、私の任期中は、これで是非やらせていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

わかりました。

次に移りたいと思います。消防の防災関係です。機材の充実や積載車、小型ポンプの入れ換え、

配備等を考えておられるようですけれど、機械の充実も大事だと思いますけれど、先ほどから話がありますように、人口減少が進む中、団員の確保が一番難しいのかと思っております。

今、東彼杵郡の3町消防団がありますけれど、東彼杵町が、人口に対して突出して団員が多いんですよ、川棚、波佐見に比べたら。私がお世話になっていた時でもそうですけれど、私が必要不可欠な定数ではないかなと思っております。町長は、この人口に対しての定数はどのように考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、火災の時には5、6名で機材があれば消せます。常備消防もありますから。しかし、私が考えておりますのは、東彼杵町は面積が広い。風水害等の時はどうしても人員の数が要るんです、私はそう考えております。それともう1つ、行方不明者の方の捜索なんかは広範囲に亘りますので、そういう感じで、人口では図れないのかなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

私も経験上、そういう考えでおります。私が現役でございました時も、人命捜索やいろいろで、やはり東彼杵町は広いなということを感じております。町長は、そういうことを考えて削減とか、私もそれは反対です。そういうことは考えていないということですね、今のところは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところは考えていませんけれども、4月1日現在で、実は退団の方が14名いらっしゃいまして、新入団予定の方は7名なんです。だから、実質的に少しずつ、定数はありますけれど、現実的に今定数を満たしていない状況でございます。今のところ、来年度の編成では基本団員が338、補助団員を18名入れましても379の定数からいきまして合計が356ですから、実質23の減です。なかなか、消防団員の方も新入団員を確保するのは非常に難しいとおっしゃっています。今後はその辺の対策も含めて検討していかなければならないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、私の時は395ありました。それからちょっと減らして379。なかなか、町長がおっしゃられたように確保が一番の難題かなと思っております。何回行っても個人で行っても、役員で行っても、親が入っていても出ごとが多いからきついかからと言って、もう入るなという家庭もあるんです。そこら辺を今からどうしていくかが課題なのではないかなと思っております。

やはり、その分団任せではなくて、今から先は皆で、行政もひっくるめて、我々もOBとして、そこら辺を考えながらお願いをしているところです。皆で考えていかなければいけない課題かなと思っております。町長はどのように思いますか。



○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう考えであります。事あるごとに、町としてもお願いをしまいたいと思っております。これは、消防団の活動の方の、日本消防協会からも指示があっております。なんとか、地域は地域で支え合う社会を作るためにも、消防団員の重要性の認識を広めてくださいときておりますので、是非、お願いをしまいたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

それでは、今から先も、いかにして団員を確保するかということを考えていかなければならないかなと思っております。

それと今、防災防災と言っておりますけれど、減災の方も、これから先は考えていかなければいけない問題ではないかと思っておりますけれども、やはり地域住民の生命・財産を守ることということで、防災だけではなく、これからは減災、どのようにしたら災害を少しでも減らしていけるのかそういうところも考えながらやっていった方が良いのではないかと思っております。町長のお考えはどのように考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も当初そういう考えでございまして、予算をそっちの方に傾斜配分をさせていただけないかと申しておりましたように、今度、小音琴地区もようやく、昔の議員さんたちで陳情をされて、ようやく離岸堤の着工が始まっています。大音琴も治山の方の事業も始まりますので、そういうものも国や県にお願いをしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうですね、昨日、あそこを通りましたら、消波ブロックも大分上に上がって、目に見えるような形が出来上がってきつつあるかなと。なるべく、1 年でも 1 か月でも早く完成されるようお願いをしたいと思います。

次に、浄瑠璃関係に移りたいと思います。

先ほど町長が言われましたように、千綿人形浄瑠璃は、昭和 29 年にそれまでの貢献が認められて県の文化財に指定されたと聞いております。その後、途絶えておりましたけれど、1990 年に 40 年ぶりに復活をされたということで、中学校も総合学習で取り組んでおられてずっとやっておられましたけれど、いつの間にか自然消滅みたいな感じでなっていました。

これから先も、千綿中学校は統合して無くなりましたけれど、そういった形で小学校高学年に受け継いでいってもらえればなと私自身は考えております。そこまでは町長のお考えはないのかお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、中学校の方には、サポーターの方から、たぶん指導に行っていると思うのですが、詳細については教育委員会の方で説明をさせます。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

この人形浄瑠璃につきましては、町の貴重な文化遺産でありますので、何とか保存、継承できないだろうかということで教育委員会の方でも平成27年ごろからいろいろ協議をしておりました。そして、ワークショップという形で人形の使い方とか、あるいは人形浄瑠璃の歴史とか、そういうものを学習してきたところでございます。

そうしましたところ、約10名近くの人数が、やってみたいという方が集まりましたので、教育委員会で平成27年に千綿人形座サポーターとして組織をし、活動を始めたということでございます。当初から千綿人形浄瑠璃保存会と千綿人形座サポーターの皆さんは、町の伝統芸能継承のために協力してやっていこうとされたようではございますが、特に、人形保存会の方から人形をお借りしたり、舞台装置道具などもお借りしたりして、公演などに結び付けてきたところでございます。

また、学校の方でも子どもたちへの継承ということで、東彼杵中学校でも総合的な学習の時間、坂本浮立などと同じような形で、今、年に数回練習に取り組んだりしているところでございます。

何分にも、先ほど町長からもありましたように、高齢化と後継者不足で人数を集めたりするのに大変苦勞をしているところでありますが、小中学生に広く広げることによって後継者が出てくればと期待しているところでございます。

詳細につきましては、教育次長の方からまた説明を加えさせていただきたいと思っております。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

人形浄瑠璃のサポーターの皆さんですけれど、答弁でもありましたように11名が登録されまして活動をされております。町長の答弁でもありましたように、年に6回淡路から指導をしていただいております。それから毎週木曜日の自主練ということで自主的に練習を行ってもらっております。

また、中学校の方には、総合学習ということで数名の方が出向かれまして、技術指導はまだできませんけれど、人形芝居と触れ合う機会ということで取り組みを行ってもらっております。併せて東彼杵中学校の方には、坂本浮立からも笛の指導等、地域の伝統芸能について生徒に触れ合う機会の場を提供しているということが現状でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

わかりました。

そうしたら、そのサポーターを立ち上げる時に、保存会というのが別にありますよね、千綿人形浄瑠璃保存会。その辺の方とお話をもたれたのか、あるいはサポーターを作るよと言ってそのまま保存会には話はしないでそのまま立ち上げられたのか、その辺のところを。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺の経緯が私の時ではなかったのでよくわかりませんが、最初は千綿宿の方だけで立ち上げられたんですよ。代表者の方も千綿宿の方がなられて、中学校の指導もされていましたが、それが段々活動がなくなりまして、これではいけないということで前の町長がサポーター制度を立ち上げられて、こういう形になっています。そういう話をしたかしないかは私はわかりませんが、もしわかれば教育長の方からお願いをいたしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

サポーターの立ち上げの時には、保存会の会長さんにお話をしております。直接、町の方で継承されている地区にこだわらずに、町内外問わず募集をしまして、まず愛好者の方から人形に触れ合う機会を作りながら後継者の発掘に繋げていきたいということで保存会の方にお話をしまして、先ほど教育長の答弁にもありましたように、練習に使う人形等も、当初は保存会からお借りをして練習に取り組んでいました。その後、町の方で人形の制作を行いまして、現在は、町の方で購入したそういう人形等を使って練習をしている状況です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら、保存会の方が前から使用していた人形というのは、別の所で保存をしておられますね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

保存は、私もよく承知しておりませんので教育長から説明をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

平成9年ごろから、一時期復興された際に作られた人形につきましては保存会所有でございますので、町のものではございません。先ほど言いましたように、サポーターが活動する際に、当初、保存会にお借りをして使っていた。現在は、保存会の方で保管をされているものと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

わかりました。なるべく仲良くやっていただければなと思っております。

最後に、町民グラウンドの件で2、3伺いたいと思います。

今度、令和2年度に大掛かりな改修工事を行われますけれど、この前も町長が言っておられましたけれど、もしここで可決されれば5月ぐらいから現場に取り掛かりたいとお話をされていました。今から設計などで何日か掛かると思います。グラウンドをやって、続いて照明ということで言われておりましたけれど、皆さん、少しでも競技をしたいわけですが、今年も。皆さんからお話を聞いたりとすところもあって、なるべく今までのように全試合とかはいきませんけれど、ちょっと寒くなるかと思えますけれど秋口にかけてこけら落としをしながら、何試合かでも。リーグ戦とはいきませんが、リンクリーグ方式でもかまわないと思えますけれど、今年度で止めようかなというチームもありますので、令和2年度で止めようかなというチームもありますので、そこら辺をちょっとでもできないかなという考えでおります。町長はどのように。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう意見も聞いております。今から設計等もございますので、もし、そういう話も、例えば、5月、6月ぐらいまで延ばしてもらってその前倒しができないかどうか。そういう感じで。今後の教育委員会の進行状態にもよりますけれど、そういう意見も私も聞いております。今度、協会の方とまた検討をさせていただきたいと思えます。もし、分かれば教育長からお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず町民グラウンドにつきましては、先ほど町長が答弁されたとおりの改修計画でございます。最も多く使用しているのがソフトボール競技でございます。議員がご質問されているように、次年度1年間、使用に際して、かなり制約をお願いする形になっております。来週、次年度計画を立てられる理事会等が予定されておりますので、教育委員会の方からも出席をさせていただきまして次

年度の改修計画の予定等の説明をしまして、現時点でまだ来年度、どの時期に使えるような状況になるかの確定的なお話はできませんけれど、ソフトボール協会の中でも次年度の工事の進捗状況を見ながら、下半期ぐらいに、そういった議員ご質問のような大会等ができないかどうか検討していただきまして、町民の体育スポーツの場を少しでも確保できるように、協会とも連携を持って次年度は取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

わかりました。

そうしたら、なるべく私の気持ちとしては個人的な考えですけど、ちょっとでも試合ができたら良いなと思っております。そこを期待しながら私の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、4 番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

おはようございます。それでは、施政方針に対する質問をいたします。

施政方針の中で、本町の交通アクセスの良さと自然の美しさを強調しながら「来てもらう」「見てもらう」「住んでもらう」町の実現を目指し、総合計画や総合戦略を踏まえ、国の交付金・補助金等や民間との連携を最大限に生かし取り組みたいとあり、高齢者対策、住環境の整備、農林水産業の推進、地域コミュニティ、消防・防災、教育文化の振興、スポーツの振興と 7 項目について述べられておりますが、次の点について伺いをいたします。

1 点目、新型コロナウイルス対策についてでございます。

昨年末、中国武漢市で発症した新型コロナウイルスによる感染が世界中に拡大し、数多くの感染者と死者が続出している中で WHO はパンデミック、世界的な大流行と表現し、また政府も特例措置法に基づく緊急事態宣言の法制化を図るなど 国民の生活や子どもたちの教育環境、更には世界経済、我が国の経済にも大きく影響している中で、このことに触れておられないのはなぜなのか。

また、今後、新型コロナウイルス対策を含め住民の健康維持増進対策はどのように考えておられるのか。

2 点目でございます。タクシー利用券について。

高齢者対策の中で、交通弱者の支援を図るタクシー利用券を昨年度に引き続き 1 人当たり 1 万円を助成し、改善点もあるとされている中で、町の中心部と遠隔地とでは格差が生じていますが、その改善方法は見出せないものか。

3 点目でございます。農林水産業の推進について。

農林水産業推進の中で、本町の基幹作目であるお茶をはじめ、6 次産業に向けた取り組み、また、イチゴ、アスパラガス、みかん、肉用牛なども JA と連携して販売価格の向上や後継者の育成、労働力の確保に向けて取り組むとありますが、具体的にはどのような方法で取り組んでいかれるのか。

4 点目でございます。スクールバスの利便性について。

東彼杵中学校のスクールバス乗降場をグラウンド場内に設置し利便性を図っていくとありますが、

昨年末質問した町営バスを含めた利便性の中で、混乗できるよう県や国に働き掛けたいと答弁されていますが、その進捗状況はどのようになっているのか。以上4点について登壇しての質問といたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス対策についてでございますが、なぜ触れていないのか、施政方針でということでございますが、施政方針とは、その1年間の町の基本方針や政策についての施政を示すものでありまして、新型コロナウイルスについては、全く予想がつかず、また、国県の方針と指導による年度内対応に全力を注ぐべきと判断し触れていませんでした。誠に申し訳ございません。

この件につきましては、2月21日に新型インフルエンザ等対策本部を設置し、3月2日、3月6日に会議を開催し、先に報道されていますように、3月14日に老岐市に転入された方が新型コロナウイルス感染者と確認されましたので、すぐに情報を共有し、県央保健所と連携し、感染者の行動歴を確認して即座に対応できるよう体制をとっています。

更に、3月16日に第4回の対策本部会議を開催し、健康ほけん課長から今後の対応について説明を共有いたしております。このような事態は、施政方針になくとも万全の対処をしなければなりませんので、国県の動向を十分注視しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス対策を含め、住民の健康維持管理についてでございますが、感染拡大を可能な限り防止し、町民の生命及び健康を守るため、国県等からの情報を収集し、各種媒体がございますので、町民皆さまへの情報提供に努めています。特に今回は、区長さんに回覧や各戸配布について何回も臨時的な配布をお願いいたしております、ご協力いただいていることに誠にありがたく感謝をいたしておるところでございます。

また、介護予防事業に参加されている高齢者等の支援が必要なことに對しましては、訪問等により対応し、健康状態や生活状態を把握して支援を行っています。

今後、県内本土や佐賀県内の近隣市町で患者が発生した場合は、広報車等も活用して啓発も行ってまいります。相談窓口については、統一した見解判断が必要なため県央保健所となっておりますが、町内で患者が発生すると、状況によっては、町窓口の設置についても保健所と相談しながら検討していきたいと思っております。

住民の通常健康維持対策についてでございますが、これは、健康ながさき21長崎版で、健康寿命人生100年時代に向けた長崎県の挑戦に基づき、ながさき3MYチャレンジに取り組むようにしております。毎年1回健診を受けて、毎日にこにこ9,000歩、毎日3回野菜を食べて、よーしみんな健康寿命ということで標語となっておりますので、重点的に進めてまいっております。

また、健康ひがしそのぎ21第2次でございますが、期間が平成27年度から平成36年度になっております。生活習慣予防のための健康づくりに取り組むために栄養や食生活、食育、飲酒、それから運動、検診、たばこの喫煙の問題、適正体重、それから歯、口腔、休養、心の健康の目標値を

定めて取り組んでいきたいと思っております。

タクシーにつきましては、中心部と遠隔地の格差につきましては、本当に町政懇談会等でも意見が出ておりますので、中心部から遠い所は利用券の総額を引き上げることや、1回の利用額単価を変えて取り組めないか研究をしているところをごさいますて、混乱を招かないようにするために、額によって利用券の色を変えるなどの工夫や、町営バスの利用券との引き換えなどの要望もごさいますので、今後検討をしてまいりたいと思っております。

次に、農林水産業の推進でございます。まず、お茶をはじめ6次産業に向けた取り組みについてお答えをいたします。

全国茶品評会3連覇を達成したお茶につきましては、高品質茶の条件となる手摘みボランティアの募集や、品評会対策に係る部会への助成金などJAと一体となった取り組みで、日本一4連覇達成を目指してまいります。更に、プレミアム戦略事業による広告宣伝及び販路拡大をそのぎ茶振興協議会と連携して進めていきます。

また、株式会社長崎ワンダーリーフが製造、株式会社シャルレが販売する高機能発酵茶「びわの葉入りまるごと発酵茶」は、機能性表示食品に認定をされておまして、健康食品としては、同社ナンバーワンのヒット商品になっております。町内複数の農家が参画し、2番茶による農業所得の向上に大きく繋がるものであることから積極的な支援を行ってまいります。

農家が製造、加工販売までを行う6次産業に向けた取り組みにつきましては、ミニトマトによるワインの製造など、新たな取り組みも生まれてまいっております。農家等が取り組む6次産業化に向けては、ふるさと納税返礼品として積極的に採用するほか、開発に向けて支援を行ってまいります。

次に、イチゴ、アスパラガス、みかん、肉用牛などJAと連携した販売価格の向上や後継者の育成、労働力の確保についてお答えいたします。まず、農産物の販売価格の向上につきましては、その品質により大きく左右されることから、長崎県が策定する新長崎農林業農山村活性化計画を基に取り組みます。

具体的には、イチゴにありましては、炭酸ガス発生装置など環境制御技術の導入に向け、農家に意向把握に努めてまいります。アスパラガスにあつては、高齢化している株の更新を推進します。みかんにつきましては、高品質果樹への改植やマルチの導入を推進してまいります。肉用牛、肥育経営につきましては、素牛価格の高どまりが続く中、更に昨年末から市況の落ち込みが見られております。そこで、令和2年度、新たに肉用牛・肥育経営安定対策事業を創設し、経営安定の支援を行ってまいります。また、事故率低減に向けた獣医師確保による家畜診療所の安定運営を引き続き支援をします。肉用牛繁殖経営につきましては、素牛の安定供給に向け、優秀な遺伝子を持つ県産子牛の優良雌牛確保支援事業に取り組んでまいります。

その他作目の支援に向けましても、JAながさき県央で新たに組織された北部地区生産部会連絡協議会の中で、生産部会代表者との意見交換会により生産部会のニーズにあつた施策に向け、綿密な連携を図ってまいります。

次に、後継者の育成につきましてでございますが、人口減少の中に農業従事者の高齢化、担い手不足が顕著となる中で、施設野菜を中心に後継者不足が深刻化している現状です。今後とも農業次世代人材投資資金など、有効な国の制度資金を活用し後継者育成を図るほか、Iターンが就農でき

る環境を目指してまいります。そして、労働力確保につきましても、高齢化、担い手不足が深刻化する中で、今後更に大きな課題になるものと見込まれています。

現在、県央地域管内の県、市町、JA で組織する県央地域労働力支援協議会におきまして、JA 幹旋事業支援や、農福連携支援、外国人就労者支援において、雇用、労働力確保のための取り組みが進められており、引き続き、この協議会並びに県央農協との連携を図ってまいります。

なお、労働力支援に関する農家の主体的な取り組みとして、肉用牛繁殖農家4戸による東彼杵町定休型肉用牛ヘルパー組合が、令和2年1月に設立をされました。これは肉用牛飼養農家の年中無休による過剰労働を軽減し、心身の静養と後継者の確保、福利増進を図るためヘルパー要員1名を雇用するものでございまして、農家による新たな雇用、労働力に向けた取り組みに向けて支援をしていきたいと考えております。

次に、スクールバスの件でございますが、進捗状況は、住民利用に関しましては、文部科学大臣に承認を得る必要がございましたが、届出をもって承認があったものと見なすこととなりました。よって、条件が課せられております。1つ目はスクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障が無いこと。次に、安全の面で万全を期するよう配慮されていること。交通機関が無い地域の住民に係る運行であること。市町村の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。次に、都道府県の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものである。この5つの条件を満たしていることが課せられておりますので、今後、混乗につきましても、更に検討をしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。以上、登壇しての説明を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

4番議員、浪瀬真吾君。

**○4番（浪瀬真吾君）**

私が、なぜ新型コロナウイルス対策について触れなかったというのは、やはりこれだけ毎日のように報道されている中で、町長が所信表明をされたのは11日です。それまで期間があったんです、2月と言われながらもですね。やはり、これは特に今報道されていますようにヨーロッパでは感染が拡大し、今朝の報道でもイタリアでは3,000人をちょっと下回る2,970何名とか報道をされている。感染者とか死者が突出している中で、東彼杵町の人もそういった中でクラスター地域に出かけたりする方もおられる。そこで、なぜ触れられなかったのかというのが疑問に思ったのでお伺いをしたということでございます。

そういった中では、先ほどから言われていますように、区長さんなどを通じながら予防対策のチラシを配られていたのは承知しておりますが、そういった中で、本町の水際対策、大変難しいことだと思いますが、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

まずは、感染者の件では、県央保健所の方と密接な連携を取っておりまして、水際対策と言いますが、もう町で一人一人把握することは困難でございます。ただ、事前防止のためには手洗いを徹底したということで町の会議等も縮小をし、飲食が伴うものは全て廃止をいたしております。この



水際対策というのは非常に難しく、今、県内、さっき言いましたように本土、例えば嬉野市とか近くで発生した場合は、更に行動確認もしていかなければなりません、今役場でできることとしましては、とにかく手洗い、マスク、うがい、その辺ぐらいしかないのかなど。

それと、PCR 検査も、長崎県ではまだ数が少ないです。全てが検査をしている訳ではございません。おっしゃるように、若い人は感染しても影響がないかもしれませんが、高齢者になると死者も出る可能性もございますので、その辺も十分検討しながら、県央保健所と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほどから言われますように、県央保健所と連携を取っていかれるということで、大変そういったところは連携を取っていただいて欲しいと思っておりますが、町もデータ放送や茶子ちゃんねる、無線ラジオ、この間配られました広報紙等で注意を呼びかけられておりますけれど、その中で発熱が4日以上続いている場合や、強いだるさ、又は息苦しさがある場合など疑わしい体調不良があった場合は、まず県央保健所や厚生労働省の電話窓口相談に連絡して、呼びかけをして欲しいという記事が掲載されておりましたが、この中で、県央保健所は平日9時から午後5時45分まで、平日ですね。厚生労働省の方は9時から21時まで、土日祝日ということで掲載をしてありましたが、一般の人は休みということが入っておりますとなかなか連絡を取りにくいということで、例えば、12時ぐらいに、時間外に体調を訴えた場合などあるわけですね。

ですから、先ほどから言われますように、そういった、本町には当直の方もおられますので、そういった受け付けを気軽にされるシステムができないのか。先ほどされると言われましたが、具体的にどのような方法で窓口というか、町民の方が連絡を取りやすいような方法は見出せないものか伺いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

保健所は24時間体制を取っています。例えば、時間外に掛かった場合は、オペレーターに繋がまして、誰かに繋がるように準備をしておりますので、夜に掛けられても大丈夫です。私もその確認をしておりますので間違いないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

私が先ほど言いました、今の課長の答弁でいくらかは安心しました。では、この広報紙に書いてあったのは間違いということですか。確認しておきます、広報紙は今持っていますから。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

広報紙に書いている分は、県央保健所の連絡先ということで書いています。そこに掛けてもらえばつながるといふことまでは記載をしていなかったと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

これは、時間まで書いてあったものですから、私はあえて申し上げたんです。ですから、その辺も確認をしながら。であれば、配る前に、例えば黒塗りで潰すとかしていただければ、あえて質問をしなくて良かったわけですが、いつでもできますよということで、態勢、そういったこともよろしく願いをしておきたいと思います。

それで、もし、もしあったら最悪なんですけれど、例えば、町の職員の方がどこかに出かけていって感染が確認をされたという場合、特に行政はマヒして動きが取れなくなってくる、そういった可能性もあるわけです。ですから、最悪の場合を想定して、シミュレーションをしながら事前の対策を取っていくことも必要だろうと思いますが、そういったことについては協議もされているだろうと思いますが、どういうふうな、具体的にされたのか。もしもの場合の、例えばインターネットもありますので、そういったことの中で仕事をしていくとかいう方法もあると思いますが、具体的にはどういうふうにしたのかお尋ねをいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう対策会議も開いておりまして、先ずは職員が毎日、自分で熱を検温して計る。そして、熱が続くようであれば休む。これも国から通知がまいっております、特別休暇で対応できるようになっておりますので、指示はいたしております。そういう感じで、町が出ないためには、やはり、窓口もマスクが無いんですが、対応する方もマスクをお願いしていくようにしていかなければ。これは、職員自らも危険も晒すわけにもいきませんので。

浪瀬議員がおっしゃるように、本当にもしもの時に備えて、こういうのは最悪の事態に備えて対策を取らなければいけません。今、大げさに会議もやめなさい、飲み会もやめなさいと電話が掛かってきます。なぜそこまでするかと、経済も考えれば。しかし、行政としては、最悪の事態を想定してしなければいけませんので、区長会でもお願いをいたしておりますので、できれば会議を3人以上でされる時は、短時間で済ませる、換気をする。そういう感じで。今から地区の集会等もありますけれど、そういうことをご協力いただけないかなと。まだ、強制的なあれが、町としてもできませんけれど、お願いはしてまいりたいと思います。役場としてもそういう対処の対策会議と言

ますか、それは常に開いておまして、1週間に一度感染者がいよいよがいがやるように計画をしております。今、4回しておりますけれども、次もまたずっと続けて、これが終息宣言が出るまでは対策を打っていかねばならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、インターネットあたりを見ても、全国クラスターマップというのが作成されております。そういった中で近畿地方とか、特に愛知県、大阪、神奈川、東京都の周りとかしてありますが、そういった所になるだけ行かない方が良いのではないかと私は思っております。そういったことも含めて、先日16日に区長会があつてると聞いておりますが、そういった時の注意の呼びかけ、区長さんたちにもいろいろな新型コロナ対策についてのパンフレットも配られておりますが、特に係の方から注意する点とか、そういった説明をされたのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

区長会でクラスターの問題は、例えば、発生源みたいな話はしたと思います。例えば、スポーツジムとか、そういう密閉した所で集まるところはですね。ただ、そこに行つてはいけない、ここに行つてはいけないということは、たぶんしていないと思います。この前、卒業式も、小学校、中学校ございましたけれど、やはり、そういう対応を取つていただいております。来賓の皆さん方にはご遠慮いただいて、誠に申し訳なかつたんですが、子どもたちも離して座る。保護者もなるべく空間を取るとか、2m。そういう感じで、協力いただいております。今、浪瀬議員がおっしゃいましたようにそういう広報も、例えば、自ら危険な地域には行かないようお願いをしたいと。また再度、インフォカナルか何かでも流すようにしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

昨日、配信が加わつてはいるわけですが、厚労省は新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉休校で仕事を休まざるを得なくなつた保護者を対象として休業補償との申請を受け付けるということで、昨日から6月30日までということになつてはいるようですが、そういった窓口、あるいは相談窓口を確認をされているのか。これも、また、まだ発表されたばかりで通達も来ていないかもしれないかもしれませんが、もしわかつていれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

個人的な補償は来ていませんけれど、例えば、企業さんとかは無利子の補償とか、そういうものを受付を役場が窓口になつて、すぐ送れるよう態勢は取つております。今、1件きておりますので、すぐ対応をいたしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

各、今、おっしゃたように事業所に対してもそういったことで、例えば、従業員の方がそういったことによってやむなく休まれた場合なんかは、補償もしますということも謳ってありますので、そういったこともスムーズにいくように、役場が中心になってやっていただかないと。東彼杵町の町民の方も事業者の方も今回の感染拡大によって経営的に大変な面が出てきていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、タクシー利用券について、先ほど町長から答弁もありましたけれど、あとで提示されます地域活性化の交付金と同様に、中心部からの距離を、例えば、遠目辺りは非常に遠いわけです。1 回 500 円ぐらいでしたって何の足しにもならないという感じがしますので、先ほど言われたように、1 万円やれば 1 回に 5000 円使っても良いですよと自由に、個人で自由に判断して使えないものか。また、そういった遠くの人、特に高齢者の方は、老人会などで周知徹底していただいて、一緒に乗り合わせて行くというふうな周知方法はないものかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、今、議員さんがおっしゃいましたように、例えば、役場から遠目公民館まで 4900 円を越すような金額になるんですね。町政懇談会の時にそういう意見がいっぱい出ました。500 円では何もならないということでございました。乗り合わせて行かれる所もございます、はっきり言わせて。例えば、小音琴地区などは、川棚などに行かれる時に 2 人乗って出すという感じもございませぬ。そういう方向も含めて、おっしゃいましたように、距離、高齢者の率、そういうものを勘案して皆さんにお示しをしておりますので、ご意見を聞きながら、来年度は間に合いません、チケットは印刷してしまいましたもので。次に令和 3 年に向けて、そういう機能を生かしていきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

確認をしておきたいと思いますが、1 回に使える枚数というのは、緩和措置というのはできると思いますので、答弁ができればよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これもタクシー会社の皆さんと 500 円で協議をしておりましたものですから、会社の方として了解が得ればそういう形で進めさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

なるだけ町民の方の、高齢者の方の利便性を重視しながらそういった今後の対策を図って欲しい

とそういうふうに要望しておきます。

次に、農林水産業の推進については、先ほどから詳しく町長の方から答弁をいただきましたが、この日本一4連覇達成のために、ボランティア派遣をはじめとして茶品評会対策事業に積極的に取り組むとありますが、やはり、私としては、そのぎ茶のブランド力を高めることも重要だと考えますが、現在それぞれ研究されていますが、お茶生産者の互いの所得向上、あるいは情報交換などを図って、栽培技術とか製茶工場の技術を図りながら年間の収益を上げるような方策も必要だと思いますが、その点についてはどのように考えておられるのか。やはり、税金を上げるということを重点にも置かなければいけないと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおり、お茶もちょっと距離が開きすぎまして平均価格が上がっていません。確かに厳しいです。優良なところは確かによろしいんですが、かなり厳しい状況だと私はお聞きしております。西九州茶連の価格も、出してもなかなか上がらない。一番茶でさえなかなか価格が高騰しておりません、確かに。先ずは、お茶も牽引力を高めるためにブランド力も生かしながら、そういう方向をどうすれば良いのか、今模索をしているところでございます。今4連覇を目指しておりますけれど、嬉野市も手摘みをされる農家が増えまして、昨年まで1戸だけだったですけど、今度4戸になります。そういう感じで、ボランティアも確保に苦しんでおられますので、町も総力を上げて、ボランティア活動も協力できないか検討しているところです。

平均価格の引き上げの方策につきましては、農林水産課長に説明させます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

平均価格につきましては、日本一3連覇を達成いたしまして落ちてはおりませんが現状維持というか、若干の微増という形で進んでおります。考え方として、総体的に言いますと、嬉野茶とそのぎ茶はほぼ同じような微増という形です。九州管内で見ますと、大産地の南九州の知覧茶、福岡の八女茶、これについては、28年辺りと比べると単価としては大体8割ぐらいになっています。総体的に見ると、うちよりもっと厳しいのは、そういった大産地の知覧茶であり、八女茶であります。本町につきましては、日本一のそういった気運をそのぎ茶振興協議会、そしてJAさんと一緒に頑張っておりますけれども、ブランド力としては、達観的に他産地からの評価というのは非常に高いというふうに感じております。実際に、消費者の方からも道の駅のお茶関連の販売額を見ると、日本一を獲ってから毎年プラス1000万円ずつ上がっている。今年度もおそらくそういう形で、更に2000万円ということで5000万円を優に超えるような金額に並ぶなと思っております。

先ほど議員さんがおっしゃった技術向上対策については、まず品評会に対する取り組みということと、それと茶園共進会ということで、生葉ですね、茶園そのものの管理、これに取り組む体制を更に農協の生産部会と一緒に取り組んでいきたいというふうを考えております。価格的には、ぼんとは伸びてはおりませんが、総体的に見ると、言えば上がっていると考えております。経済の法則で言いますと、2対6対2ということでありまして、2対6対2が、上位の方で2対6対

2ということになると、全体として、そのぎ茶の振興には繋がるのかなと考えています。そういった形で、全体を押し並べるような形で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

お茶につきましては、いろいろな形の中でブランド力、そういった銘柄を確立するために方策をとっておられますが、特に、よく報道されている中で、ペットボトル、特に「おーいお茶」が会議中に良く出てきておりますが、そういった重要な会議の中に、例えば、そのぎ茶がポンと置いてあれば、全国に一斉に写るわけですよ、そのぎ茶というのが。例えば、1ケースとか2ケースを会議の中にポンとやれば、結局、宣伝力、地名度力もアップしてくるわけです。ですから、そういったところに向けて、例えば、内閣府の、今度は新型コロナウイルス対策とか何とかされている時にそのぎ茶のペットボトルがポンとあれば、これはどこのお茶だろうか、となると思いますので、そういった方策とか送りつけて、例えば2ケースとか3ケースとか。それはしれたものです、3000円ぐらいですればあるんですから、送料と。ですから、何百万円も掛けていろいろされている面もありますが、その中でそういった方策というものがとれないものかどうか。そして、また、今日机に載ってありましたそのぎ茶振興協議会からのティーパックがありましたけれども、あれも以前から私も大分要望をして、それを拡散して宣伝をした方が良いのではないかと感じておりました。そういった点も含めて答弁いただければと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、例えばNHKなどテレビで捉えられれば一番良いと思います。

今、県の会議にはそのぎ茶だけではございませんけれど、長崎県産茶として、世知原、五島、そのぎということで、そういう缶を並べていただいております。報道関係が来た時は目に入られると思います、県の会議はですね。国は進めておりませんが、おっしゃるとおりそういう感じで進めていきたいと思っております。

今度、サッカーでございますけれど、Vファーレンのホームゲームが21試合丁度あるそうです。今、役場の方に打診がっておりますのは、日にちが希望が合えば、諫早である時でしょうけれど、ブースを開く。これは対戦相手が、向こうはビジターできますけれど、例えば埼玉とか、サポーターの方は全国からお見えになりますから、その時は特にそういう感じでコマーシャルを打っていきなさいと。今度、初めてVファーレンからの申し込み、しませんかという話がございましたものですから。丁度、8町と13市ですから21市町です。全部、日にちを決めて、そこを独占して、その日は東彼杵町の特産品祭りとか、そういう感じで、今度計画がっておりますので、そういう感じも生かしながら、浪瀬議員がおっしゃったように全国にも、もし。今、国に持っていつておりますのは、リーフ茶だけ持っていつていたものですから、今度からシリアル缶でもよければ、今、北村先生も特命大臣でございますので、お願ひをしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今、先ほどから言っておりますように、新型コロナの影響で、相当食品業とか運送会社、かれこれ相当被害を被っているわけですね。そういった中で、農産物についての、特に影響があっているわけです。その辺をどの程度把握しておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

コロナウイルスの関係での農産物の把握は、誠に申し訳ございませんが、ちょっと把握をいたしておりません。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

町長は別にしても、係や課長あたりは、先ほどから農協とか JA とか連携を取っていくとされる中で、そういった情報は得られていないのか再度お尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

コロナに起因する経済という部分でのそういった情報は、すみません得ておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

実は、私も、私の経営の中から言いますと、相当影響を受けてきているわけです、肉用牛とか。例えば、今日も子牛の競りが島原の方であっておりますが、昨日の子牛の平均あたりも見ましても、前回比の 80 何%という 10 万円近く下がってきているわけです。子牛生産農家の方は本当に大変だと。また、肥育についても、1 頭当たり正月からすれば 20 万円ぐらい販売価格が下がってきているわけです。非常に経営を圧迫してきている状況の中で、そういった情報、イチゴとかアスパラガスは昨年度並み。若干、温暖化の影響で出荷量がイチゴの場合は、多かった時はちょっと下がったけれどもまた元に戻ってきたという情報を頂いております。

ですから、特に敏感なのは消費者。宴会もそれぞれ抑制をされて、中央部でもあっていないような状況の中で、食に関しては非常に影響が及んでいるというような状況でございますので、その辺も情報を頂きながら今後の対策。

また、先ほどから言われていますように、そういった支援策の方法なども研究していただければ。国の方でも新型コロナでは6000億円のいろいろな対策をとると言われていますが、そういった中で畜産の方にも国庫を利用した資金融資が来ていると、昨日も県央の方に確認をしております。そういった、まず、各県とか国とかの連絡の調整とか、今後どのように取っていかれるのか、農業振興の中で、いろいろ今でも努力はされてはおりますが、今後の対策と言いますか、そういうものをお聞かせ願います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このコロナにつきましては、国が全面的に支援をするということで通知がまいっておりますので、県と連携しながら、そういう制度があれば全て取り組ませていただきたいと思っております。

先ほど議員さんがおっしゃいましたように、今、本町でも飲食業界と言いますか、その辺がかなり厳しい状態になっています。私がお聞きしましたところ、4月が丁度、歓送迎会や地区の花見とかのキャンセルがものすごく多いと聞いております。確かに、おっしゃるように食が減退としております。だから、そういうものが非常に厳しいのかなと、経済的に及ぶ影響が厳しいのかなと思っております。おっしゃるように国、県の動向にいち早くキャッチできるように情報収集を努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願います。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほど述べましたように、そういった相談窓口というか、農林水産課とか内容によっては係がまた変わってくるかと思いますが、そういった対策は万全に取っていただくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう対策は、すぐ取り組んでまいりたいと思っております。これは、国が指導して行う事業は全て連絡が来ますので、県を通じてお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

農業関係については、先ほども言いましたように、最初の答弁の中で詳しく説明をいただきましたので、次のスクールバスの利用方法、あるいは町営バスとを絡めた方法の中で、先ほど町長が答弁されたように、国に申告をすればそれで済むような答弁だったですけど、結局、まだいつ頃するとかの協議、例えば、委託会社と協議もされなければなりませんけれど、そういったものの具体的にいつぐらいにできるのではないだろうか、協議中といわれても、具体的に目標を持って協議するということが考えられますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）



町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育委員会に、今確認をしているところは、小学校のスクールバスはどの路線も満席で、一般の方は混乗はできないだろうということでございます。その他の点につきましては教育長の方から答弁をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

スクールバスの利用状況ですけれど、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、彼杵小学校のスクールバスについては4路線運行いたしておりますけれど、ほぼ満席状態ということで、音琴方面の1つの路線については乗車定員をオーバーしておりますので、折り返しで輸送しているという現状です。

それから、中学校のスクールバスは、29人マイクロバス3台を3路線で運行いたしておりますけれど、国道を主に通る路線で空席4席。それから広域農道を経由してくる路線については満席でございます。東部循環路線ということで、蕪から中岳を通過して八反田を経由するという路線は5席の余裕。これは登校便になります。ただし、中学生におきましては、課外クラブ等で使用する用具も日々通学に携行しておりますので、満席ということになると非常に利便性において、かなり窮屈な思いをしているのではないかなと思います。半面、下校便については、クラブ活動等で時間がばらばらになりますので、若干の余裕は出てくると思います。学校日課で時間帯が頻繁に変わりますので、ここを町民の方に合わせてというのは、スクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障が無いことという前提条件に抵触する可能性がありますので、そういったところを慎重に検討しながらスクールバスの町民利用について、県とも協議しながら、まずは利用計画を定めた上で届出の準備はすべきと思っております。公共交通担当であります総務課も含めて協議はしていきたいと思っております。具体的にスケジュール等を定めてやっているというところではございません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私が申し上げたいのは、今、教育次長が答弁されたように、朝の時間帯はほぼ満席だろうということは承知しておりました。しかし、下校時は、各学年とかによって、先ほどから言われておりますように、少なかったり多かったりということであくく余裕があるのではないかと、特に、高齢者の方は朝早くは病院とかは行かれないと思うんですよ、9時か10時に行かれたりとかして。その帰りの便があれば助かるなという方もおられると思います。ですから、時間はびしゃっと、学校では午後の下校時間は決まって時間帯も設定をしてあると思いますが、そこに一般の方が利用される場合は、若干時間がずれることもありますのでという書き方で利用されるようなことができ

ないものかどうか。絶対この時間と決めなくても良いのではないだろうかとは私は考えているわけですが、そのあたりはどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

ご指摘のとおり下校便については、若干の余裕ができますので、町民の方に一定の理解をしていただければ児童生徒の登下校に支障が無い範囲内でご利用いただくことは可能かと思っておりますけれども、その際に有償にするのか無償にするのかというのがまず出てくると思います。有償にした場合、スクールバスの運行上誰がどのように料金の収支を行うのか。あるいは無償にした場合に、現在運行しております町営バスの経営に対する影響等も含めて検討をしなければならないと思っております。登校便はかなり厳しいと思っておりますけれど、下校便については、一定の理解、また先ほど申し上げましたような課題あたりを十分に検討しながら作業の方は進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私も、以前から申し上げておりますが、スクールバスと町営バスを一緒に鑑みたところ、そういった町営バスに影響してくるようであれば町営バスの便を減らすとか、されるわけでしょう、乗降者が少ない時は。特に見かける限りでは、昼間の時間帯は1人とか2人とか。満杯で乗っておられる状況は、お見受けしたことがないと感じておりますので、そこを一緒にミックスした感じの中でできないものか。スクールバスで限定せずに町営バスもひっくるめたところで、そういった時間帯、利用者の方法とか利便性を高めていくという意味で、また、そういった運行経費を削減していく目的からどうなのかなということ。なかなか答弁も難しいと思っておりますが、そういったところを今後研究していかれることを考えておられないのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、帰りの便に乗る時に、不特定多数になってしまえば、せっかく来たのに乗れなかったとかいうのがございますので、その辺も含めて誰がどういう形で乗車されるのか、その辺も確定的にしながら検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

いろいろ方法とか研究課題はたくさんあると思っておりますが、町の歳出削減、あるいは町民の、高齢

者の方の、あるいは一般の方の利便性を高める上で良い方法を見出していきたいと思います。  
以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 57 分）

再 開（午前 11 時 08 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

次に、2 番議員、立山裕次君の質問を許します。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

おはようございます。町長の施政方針に対する質問を登壇させていただきます。

まず最初に、消防・防災についてということで、消防・防災の整備について以下の点をお尋ねします。

令和 2 年度より消防第 4 分団詰所の建て替えの計画がありますが、進め方と完成時期はいつ頃になるのかをお尋ねします。

台風時などの停電に備え、役場庁舎に非常用発動発電装置を設置し、対策本部としての機能を維持できるよう整備をされるということですが、地域の避難所である公民館等にも停電時などに活用できる、発電機を配備できないかお尋ねします。

次に、住環境の整備について。

町営住宅の老朽化対策として、下川団地 2 棟、蔵本 A 団地 2 棟の解体を予定されていますが、解体後の跡地活用はどのように考えておられるのかをお尋ねします。

また、駄地団地についても現在と違う場所での建て替えを計画されていますが、跡地活用については研究・検討をしていくとのことですので、景観等を考えると分譲を中心に考えられないかをお尋ねいたします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、立山議員の質問にお答えいたします。

まず消防・防災についてでございますが、第 4 分団の詰所建て替えの件は、令和 2 年度において、現在の場所に建て替えすることを基本としながらも、詰所建て替えの場所につきましては、消防団員の皆さんと協議をしながら決定することとし、令和 2 年度中に設計を終え、令和 3 年度に詰所建設を完了する計画でございます。

次に、各地域の避難場所である公民館等の発電機の件でございますが、今回の役場庁舎の非常用発動発電装置の整備につきましては、対策本部としての機能維持とともに、災害時でも役場の業務が停滞することなく処理できるための整備であります。役場の業務も電算化が進んでおります。戸籍や課税データなど電子化していることから、電算システムが稼動しないと業務が停滞いたします

ので、全体を賄う発電機を整備するものでございます。指定避難所に、今、総合会館や改善センター、各学校の体育館など指定いたしておりますが、今後は、まず、発電機につきましては、指定避難所に配備は進めていきたいと考えております。

令和2年度には、過去の災害事例を教訓とした自主防災組織の活動に関する研修会、講演会を開催する計画をしております。自分や家族、地域を守るためにできることは何かを、自助、共助という面から地域で考えていただきながら、それに対して町や消防団で何ができるのか、災害対策への取り組みを進めていかなければなりませんので、今後は、指定避難所を先にしますが、補助や起債等も含め、少しずつ各地区の公民館に対応できないか、研究・検討を重ねてまいりたいと思っております。

次に、町営住宅の住環境の整備でございますが、私、ここが間違っておりますして、下川団地と蔵本A団地は、各1棟でございます。申し訳ございません。まだ、居住で、交渉がなかなか進みませんでしたので、申し訳ございません。

下川団地につきましては、昭和42年、43年に建築をされまして、建築後50年以上が経過をいたしております。老朽化が進んでおり、平成19年度から政策空家として退去後の空部屋については入居の募集を行っておりません。今年度3世帯が退去をされ、その結果、9棟のうち1棟が全て空家となりましたので、来年度、その1棟の取り壊しを予定いたしております。もう1棟は1人の方がお住まいでございますので、解体はできないと思っております。その他の8棟は入居の方がいらっしゃいますので、団地全体での跡地活用については、今のところ全くの白紙でございます。ただ、来年度取り壊し予定箇所の跡地活用としましては、下川団地には駐車場が整備されておられませんので、駐車場としての活用を図ってまいりたいと思っております。

蔵本A団地につきましては、昭和29年度に8戸、昭和35年度に6戸の計14戸が建設されましたが、ご承知のとおり老朽化がすすんでおります。平成10年度には政策空家としていた3戸を解体し、その後、平成16年度までに2世帯退去されましたので、平成18年度に2戸解体をいたしております。その後は、退去されましたら翌年度には随時取り壊しを行っております。現在6戸ありますが、今年度は、2世帯退去されましたが、1世帯につきましては、3月になってからの退去でありましたために、当初予算の計上額は1戸分のみとなっております。残りの4世帯中1世帯につきましても、現在、退去に向け後片付け等をされている状況でありますので、来年度中には3世帯の入居になるのかと思われまます。来年度の補正若しくは令和3年度の当初予算で解体工事の予算の計上をさせていただきたいと思っております。

跡地活用ということでございますが、来年度以降も3世帯が入居を継続されておりますので、団地全体での活用法は、下川団地同様未定でございますが、大部分が空き地となることから入居されている方の生活に影響を及ぼすことがない範囲での有効活用策を今後検討する必要があると思っております。

駄地団地につきましては、先日お渡ししました第2期東彼杵町総合戦略の資料に、非現地での建て替えとしております。跡地につきましては、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅建設を検討と記載いたしておりますが、今後は、分譲も、立山議員がおっしゃるように選択肢に入れて検討をしなければならぬと思っております。以上でございます。登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

まず、第4分団の詰所につきまして、現在地を基本にということで建て替えて考えていらっしゃるということなんですけれど、地元分団の4分団の方とは、今後話し合いをされて進めていかれるということみたいなんですけれど、現時点で話し合いをされたことがあるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

予算が今計上させていただいているところをごさいまして、実際、協議は進めておりません。おりませんが、先ほど申し上げましたように、先ずは、団員の皆さんのご意見を十分に尊重しなければいけないので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

予算が通っていませんので言えないことなんでしょうけれど、地元4分団の団員の方からは、できれば、今の場所ではない所の町有地が近くにあればお願いしたいと。その理由といたしまして団員から挙がっているのは、今の所の詰所は、老朽化もあるんですけれど、かなり狭いんですね。です。あそこは拡幅しないと、もしあそこにする場合は建てられないということで。拡幅をした場合、体育館に入っていく道路があるんですけれど、そこが狭くなって、今以上にそこを通る方が危ないというか危険になるということと、皆さんご存知ですが詰所は坂になっているんです、道路に出るところが。あれが、運転する時も危ないかなというものがあります。

もう1点、詰所の前に団員が整列する時に、いきなり国道の方から車が入ってくるんですよ。そういう危険な、たぶん事故が今までは遭っていないのかも知れませんが、そういう危険な場所なんです。そういうところを考えたところ、候補としてあそこは外した方が良いのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、立山議員がおっしゃるように、3分団、5分団、6分団、8分団もちょっと移動して建築をしておりますので、今後そのような状況も、皆さん消防団員の意見を聞きながら。7分団も昨年しましたけれど、違う場所に移動した。おっしゃるように、町道に整列をしても車が来たらまた整列しなければいけないということで、状況を考えて違う所に移転をいたしましたので。その辺もおっしゃるように団員の皆さん、後援会の皆さん、地区の方々との協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。ただ、ここに私が現在の場所にとすることは、今予算を計上したところをごさいましてから、もし、この予算を通していただければ、先にそういう話で、担当の方が協議を進めていくと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

予算がまず通ってからの話なんですけれど、先ほど町長からありましたけれど、2 年度に設計をされるということですので、予算が可決した場合は早急に団員の話や意見を聞きながら進めてもらいたいと思います。そして、3 年度には必ず完成をさせてもらいたいと思います。

次に、発電機の関係なんですけれど、町長が、総合会館とかそういう所を先に考えていますよと答弁をいただきましたが、町長は、去年の長時間の停電の予想はされていなかったか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

予想はしていませんでした。まさか、停電にここまで、ちょっとだけ停電したことは何回もあるんですが、長時間に続くことは予想はいたしていませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

誰も予想はなかなかできないと思います。ですので、今年の台風時に、例えば、町内のどこかが長時間停電した時に総合会館に来れば確かに良いんですけれど、家の近くの公民館に電気がつくようであればそちらの方に居ようかと、一晩中でも誰かと皆で集まっていれば怖いということまでないかと思います。台風が来る前に、できれば私はしていただきたいと思うんですけれど無理でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その各地区の公民館もいろんな意見がございまして、大雨の時にはたぶん、本町地区は避難箇所にはどうかという意見もございまして、ちょっと山間部になれば崖の近くにもある地区とか、そういうものを検討しなければいけないので、先ずは、指定避難所を先にして、そこをお願いして、どうしてもない時には学校も、そういう感じで思っておりますので、そこら辺も検討しながら、体育館もそうですけれど、各地区の公民館も確かに要望がございまして、区長さんからも要望がございまして、今後は検討していかねばなりません、優先順位として、私は、指定避難所を先にさせていただきたい。しかし、起債とか補助等をもし確認できればということで、順次、一度にできないかも知れませんが、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長が言われることももっともだと思いますけれど、災害があった時には、今言われたように、もっと大きな避難所に行かなければならないと思うんですけれど、災害が過ぎた後、今回もそうでしたけれど、過ぎた後もずっと停電だったんです、もう家に帰れる状況であっても。その時に、家の中は真っ暗だけど近くの公民館は電気が付きますよという状況です。そういうことは私は想像してこの質問をしているんですけれど、災害時にずっと、要するに総合会館に居ても良いとは思いま

すけれど、家の近くに帰りたいという方たちがたぶんいらっしゃると思うんです。去年も昼の11時ごろまでなりましたので、朝になったら、全然災害的には何もなかったんですよ。ですので、帰っても、例えば電気が付いているところがあるということを考えて時に、使えるのではないかと思ひましてこの案を出していますので、町長が言われたこととちょっとニュアンスが違うかなと思ひます。ここに関して答弁をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおりそういう意見が各区長さんからもございましたものですから、しかし、先に優先順位として、皆さんが多数集まって避難される場所は先に準備をさせていただいて、その後、検討しますということで、補助とか起債とかを見つけて各公民館にも準備、整備を進めていきたいと考えております。しないとは言っていないのでございますが、急にということは、いっぺんにということはなかなか厳しいのかなと思ひております。そういう感じで、おっしゃるとおり順次計画して進めていきたいと思ひますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

財源的なものもあるということで言われたんだと思ひますけれど、ちょっと考えたんですけれど、令和2年度、地域コミュニティ活動交付金を予算案で上げていらっしゃいます。町長は、自分の任期中は続けられればなと話をしておられますので、これも地域コミュニティのことを話しているつもりでございますので、令和3年度の予算を前倒しで、今年の台風が来る前に使ったらどうなのかなと思ひますけれど、そういうことは考えられませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことは想定しておりませんが、私が活性化交付金をやるのも、皆さんが話して、先ほども言いましたように、金額を積み立ててでもそういうことに回したいとなれば地域の方にそれはお任せをいたしたいと思ひております。そういう感じで、お金を使っただき、交付金の中から、全額はちょっと無理かもしれませんが、半分ぐらいはそこから出せるのではないかと、それは皆さんの意見でございまして。ただ、町としましては、消防用の起債とか補助も研究をしながら進めていきたいと思ひております。もし、どうしてもとなれば、そういう地域活性化交付金の利用もしながら、皆さんが、地域の皆さんと話していただき、そういう感じで、先ずはこっちに回そうと、できないかなと思ひております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町長の起債とかにこだわっていらっしゃる部分があると思うんですけれど、この言っている発電機というのが、消防自動車にも積んでいる小型の発電機のことを言っています。1つ15万から20

万円ぐらいですので、34地区全てに配備をしたとしても500万、600万円という計算になるんです。ですので、起債をするほどのものでもないのかなと思いますので、まず金額的なものを研究していただいて、もし可能であれば、何回も言いますけれど、可能であれば台風が来る前に各地区安心できるとしますので、配備をしていただきたいなと思っております。

次、住環境の整備ということで続けていきます。

まず、下川団地の関係ですけれど、2年度、1棟崩して駐車場の整備ができればしたいということみたいですが、その駐車場というのは、下川団地に住んでおられる方の駐車場なのか、誰でも使って良いような駐車場なのか。どちらを考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

下川団地は駐車場がなくて、道路に止められている方がたくさんいらっしゃいます。ですから、まずは、住宅の方の利用できる駐車場を整備をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

わかりました。

次に、蔵本A団地の関係ですけれど、今のところ、一部分の活用でなく、あと3、4棟残っていますので、そこの方がいらっしゃる間は活用ができないというようなことだったんですけれど、全く部分部分の活用は考えていらっしゃらないということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

部分部分もちょっと活用は考えなくては荒れてしまうものですから、今、草刈りとかは住んでいらっしゃる方がされています。全体的な構想をなぜ出せないかという意見もございしますが、まだ現地に住んでおられる方がいらっしゃるのに先に出せというのは、もう追い出すような感じの雰囲気になってしまいますものですから、私が今答弁したものでございまして、部分的なことでは、例えば、今後、綺麗に整地し直して検討していくような感じで、部分的には何か使用しなければ荒れてしまう。雑草も生い茂るわけですから、そういう感じで考えております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

蔵本B団地、プールの横です。あそこも、実際、車を駐車しているのは1台なんです。でも、今、建設課長はご存知と思いますが、2台以上止めていらっしゃる方がいて、ちょっと問題になっているんです。ですので、私は、蔵本A団地の空き地という言い方は合ってるかわかりませんが、空いている所には、蔵本B団地で2台目を置いていらっしゃる方の駐車場として、料金はいただくかどうかは別ですが、要するに家を建てるということは後回しで結構ですので、まず、空いた所だけは整備をしてもらって、車を止めるような形をとれば、場所も荒れないような形でできるん



じゃないかと思えますけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長と協議をしました時に、住宅は、1戸当たり1台のスペース、だから、あと2台持っておられるところは、この蔵本A団地のところに有料でどうかなということは検討は始めております。議員がおっしゃったように道路に止める車をこっちにできないか。ただ、距離が少しございますけれど、そういう話も、今検討しております、先に私が答えなかったのは、まだ、こちらも検討中ございまして、もし、案が固まれば、議員の皆さまにもお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

その関係ですけれど、案が固まればということですが、議会の方に説明される前に、当然、蔵本B団地に住んでおられる方に説明があるんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これを有料とか何とかにする時に、使用条例とか、まずこっちの方をしなければいけないので、まずその辺を研究して、それを出して可決されて、初めてそういう感じで進めますので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

はい、わかりました。

次に、駄地団地の建て替えということでお尋ねします。言えるのかわかりませんが、別の所に建て替えるという話を聞いていますので、場所はどの辺なのかお答えできますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

場所は、まだ研究、検討を今重ねておまして、決まり次第、まず議員の皆さんにお諮りをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ただ、おっしゃるように、今のところは引っ越してもらって、アンケート調査等も今行っておりますので、そういう感じで、皆さんの了承を得てしないと、まだ私は行きたくないとか、そういうものもございまして、ただ、アンケートを取った段階でございまして、案を出したのは、皆さんの同意が大体取れたという段階でございまして、以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうなる設計委託関係は、令和2年度に必ずできるというわけではないということでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回は、基本計画をまず整備をするということでございます。その後実施計画に入っていくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今、住んでいらっしゃる方の関係もあると思いますので、未定かもしれませんが、建て替えるということに関しては、別の場所に、それは決定ということによろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、そういうことに方針を決めて建設課と協議をしております。ただ、今、住んでおられる方が引っ越されると料金も上がります。だから、その辺も含めて住民の方の説明をして、了承を得て進めていかなければなりませんので、今そういう作業を進めているところでございます。

ただ、今、見ていただければわかるように、確かに古くて、修理をしてもかなり難しいかなと思っております。おっしゃるように今後は、そこにまた、新しく建てるのか、立山議員がおっしゃったように分譲で進めるのか、そういうものも含めて検討させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

それでは、何年か後になるかわかりませんが、今の場所から別の場所に建て替えるということをお話をさせてもらいますけれど、今、町内に空家を探しても空家が無いという方が結構いらっしゃいます。町内に家を建てたいけれど宅地が無いという方も結構いらっしゃいます。そういうことを考えた場合に、景観はものすごく良い場所ですし、交通アクセスも良い場所ですので、分譲というのを先に考えた方が良いのかなと。今、大村とか川棚含めて周りの町や市は、結構新しい家が建っています。今、それだけの需要があるのかなと思っておりますので、そういうことは前もって、例えば、1 年前、2 年前から、今度、こういう所で分譲しますよということを早目にするのであればですけど、言っておかないと別の所に建ててしまわれる方がたくさん出てくるんじゃないかと思っております。

町長として、分譲なのか、例えば、新しく建て替える、別のアパートとかを建てるものなのか、いつ頃までに決められる予定でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

とりあえず、基本計画を立てまして状況を見ながら進めますけれど、まず、空家も確かに希望がございまして、今回登録をしていただける方がまた増えております、空家をですね。今登録しているところはほとんど満杯でございますが、そういう方向も進めながら、町で住宅を建てるのも、町営住宅も私は必要だと思うんです。だから、空いた所は分譲とか、そういうのも研究していきますので、もし、早く決定できれば、そういう形で先にコマーシャルを打たなくちゃいけないので、先に進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町営住宅等も建てなければいけないという町長のお話なんですけれど、今、公共施設、町内にはたくさんあるんですけれど、今後集約をどんどんされていくのではないかと思っております。そうすると、町有地が宅地として、活用できる町有地が増えてくる可能性があります。その時に分譲となると、もう分譲は要らないよとなる可能性もあると思いますので、そちらの時に、まだ住宅が必要であれば町営住宅を建てれば良いのかなと思います。先ずは、東彼杵町に定住をしたい、移住ではなく定住、ずっと住みたいという方を先に来てもらおうという、考えた場合、やはり分譲が良いのかなと思っております。

もし、分譲をしていただける、するとなった場合なんですけれど、今、人口減少とか少子高齢化ですので、若い人、若い年代の方にいくらかの特典を付けて分譲したらどうかと思っております。その1つとして、例えば20代、30代の方が土地を購入して家を建てたとした場合、建設した翌年から1年で1割ずつ購入した土地代を返還して、10年住んでもらったら全額返還をします。例えば、40代の方であると5割、10年かけて5割、返還しますよというような特典を付けて、なるべく若い人来てもらおうようなことを考えたらどうかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、そういう方法も良いと思います。というのは、ここに住んでいただければ固定資産税も町民税も入ってまいりますし、トータルで考えればそういう政策も、今後考えていかなければならないと思っております。

特に、今、うちに住んでいただける方が、駐在所の方が今度転勤になられますけれど、彼杵に家をまた作っていただけるんですね。前の駐在の方も彼杵に家を作っていただいたんです。だから、そういう形で進めてまいって、本当に彼杵は良い所だとおっしゃっていただいているものですから、立山議員がおっしゃたような感じで、今後、検討研究を重ねて、若い人に住んでもらえるような感じでも対策を打っていかなければならないと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

もう1点、分譲を前提に話をさせていただきます。町長、今、総合計画の中でも、一流の田舎、

徹底的な田舎を目指して東彼杵町を PR されているのかなと思っておりますが、今東彼杵町は、私が思うには、2年後になりますけれど、新幹線が通った場合、大村と嬉野は車で30分で行ける所に2つの新幹線駅ができると。あと、大きな病院、大村、嬉野、川棚とあります。それと、交通アクセス、当然ですけれど、そういうところを考えたら、ちょっと思い切ったことですが、日本一便利な田舎というキャッチフレーズで東彼杵町を売り出したらどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、私もその便利さは優先していきたいと思っております。日本一かどうかはわかりませんが、そういう感じで、大きく、やはり標語もつけたほうがインパクトは確かにあると思いますので、ただ、この一流の田舎というのは、前も申しましたように、民間の方が考えられて町がこれを使わせてもらっているということで、行政だけではなくて、民間の力を借りながら、便利な田舎にしていく方法も考えなければいけないと思っております。今、千綿もそうですけれど、彼杵もそうです。皆さん、入ってここに来ていただいて、田舎でも、東彼杵町は素晴らしいんだよという発信を SNS 等でもしていただいているので、それも使いながら、日本一と付けられるかわかりませんが、長崎県一便利な東彼杵町ですというのは、確かに売り込んでいかなければならないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

町長がおっしゃるとおりです。別に絶対というわけではなく、パターン、パターンとか、その時その時で変わって良いと思うんですけれど、使い分けて良いと思うんですけれど、私が思っているのは、定住を目的とした土地活用をする場合は、こういうわかりやすい言葉ですね。要するに、一流とか、徹底的というのがちょっと申し訳ないんですけど、わかりにくい部分がありますので、何がどうなのかという時に便利なんだよということを強調する。田舎なんだよ便利なんだよということを強調するような形でできないかなと、あくまでも定住に関してなんですけれど。そういうことでやっていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この前、子育て世代の方、若い世代の方と会議を持たせていただいた時に、東彼杵町は店が無いではないかという話が出ました。そういう時に私が言いますので、確かに大きな都市でも、周辺部は町にデパートとか、買い物に行くのに時間が掛かるところもあるんですね。だから、東彼杵町は先ほど議員のおっしゃいましたように、川棚、嬉野、大村と、大体近くで結べるから店は無くてもここで生活をしていただければどうですかと言いましたら、確かに、空気は美味しいし、水も美味しいとおっしゃっていただくものですから、その辺を生かしながら、便利さを生かしながら。だから、店を作れとおっしゃるけれど、店が無いのも便利すぎて、たぶん無いと思うんです。波佐見の

方とお話をした時に、波佐見は、他に出て行くところがないから町内でみんなほとんど買い物は済ませるし、企業も来る。東彼杵町は便利すぎてなかなかここに成り立たないのではないかと。そうしたら、逆手にとって、もうここは近くの店を利用させてもらうしかないのではないかなど、私はその時話をしました。まあ、それもあるかなど。例えば、本当に遠い所では、合併して大きな市、周辺部は段々衰退していきました。だから、中心部は栄えましたけれど。距離がものすごく遠くなったという所もございます、都会でもですね。しかし、それは大きな市ですから店はあるんです。店はあるんですが距離は遠い。うちは小さな田舎町ですけど、店は無けれど、行けば近くにすぐ行ける。そういう感じで、皆さんにわかっていただくように、便利さは日頃から強調してまいっておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

以上で。

○議長（吉永秀俊君）

ないですか。これで2番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時44分）

再開（午後01時12分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第1号 東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、議案第1号東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第1号 東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定について

2 審査年月日

令和2年3月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月13日総務課長及び税財政課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援等に関する基本理念及び必要な事項を定めるためのもので、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復等並びに犯罪被害者等の生活再建を図ることを目的に、町民が認識を共有し誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて寄与することとされている。目的をはじめ基本理念・町の責務・町民等の責務・見舞金の支給等、必要な事項10条からなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第17 負担付贈与の受入れについて

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第17号負担付贈与の受入れについてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第17号 負担付贈与の受入れについて

2 審査年月日

令和2年3月12日、13日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、税財政課長及び農林水産課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後農林水産課長の出席を求め委員会を開催しました。

贈与の目的は町民農園の用に供するためであり、条件として(1)東彼杵町は贈与物件を町民農園の用途に自ら供さなければならない。(2)東彼杵町は、贈与物件のうち、建物等を指定用途に供するために、自己の負担で解体するものとする。(3)指定用途に供する期間は、本契約締結の日から起算して5年とする。(4)東彼杵町は用途指定期間内において、贈与物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により、指定用途の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により長崎県に申請しなければならない。(5)長崎県は東彼杵町が契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

慎重に審査した結果、本案は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査過程の中で、1月14日の全員協議会での内容と変わらないということであれば賛成という意見がありました。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。10番議員、森敏則君。

#### ○10番（森敏則君）

本来、この産業建設文教常任委員会のメンバーが、その所属する委員長に質問をするというのはちょっと異例なんですけど、承知の上で委員長に質問をさせていただきます。

また、この委員会の審査報告書につきましては、本来であれば、ここに本会議に提出する前に、委員会でちょっと調整をして、内容の調整をしなければならなかったという自分なりの反省も含めまして委員長に、休憩時間に実はこの件につきまして委員長に尋ねております。それぞれ報告をしてありますが、最後の文の賛成の意見は書いてありますが、反対の意見が書いていないと私は指摘をさせていただき、なぜかということをお尋ねしましたので、改めてなぜ書かなかったのかを確認したいと思います。

#### ○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

#### ○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

先ほども話をいたしましたけれども、議員必携の174ページに書いてありますように、1人の反対者、反対者と言いますか意見がありました。それと、その報告書を作成するには、もう1人の賛同者がいるということで議員必携に書いてありましたので、私の意見といたしますか、そういうことで反対意見は申し述べておりません。そして、後だって委員会を開くということも、私の勘違いじゃないですけど、本当はしなければいけなかったんですけど、私の反省点として、そこら辺は反省しております。それ以上でもそれ以下でもありません。

#### ○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

#### ○10番（森敏則君）

今、委員長が答弁されたのは、少数意見の留保であって、意見を書くというのとは全く別な話で

あって、少数意見の留保というのは、本来であれば賛成の立場で、ここだけはちょっと指摘はしておきますよという時に、その時に使うのかなと私の感覚であります。したがって、ここに賛成意見が書いてあるのであれば当然反対の意見もきちんと書くべきではないのかと思います。今後そうしてください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

先ほども申しましたようにそれ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今の答弁で、それ以上でもそれ以下でもないということは、私は、正しくしてくださいという指摘をしたつもりなんですけど、答弁がそれ以上でもそれ以下でもないというのが、何のことを指してそのことを言われているのかさっぱりわかりません。理解ができません。ですから、こういった時には、今後どうしますか、どうしようと思っておりますというぐらいの答弁を頂かないと、私はいそうですかと言えない状況だと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

今、森議員が言われたとおり、今後そういった議論があった時には、皆さんで協議したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はございませんか。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

確認のためお尋ねですけれど、先ほど指定用途なる言葉が出てきますけれど、指定用途というのは、いわゆる、農業関係に資する事案でない駄目と解釈していいんですか。違う、どっちなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

そうですね、指定用途というのは、解除する場合、必要がある場合ですね、農業の。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

それは、明言されているんですか。例えば、5 年だとか 10 年だとか経過したら指定用途が解除されると解釈されるんですか。そういうことですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。



○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

そこら辺は、まだ、執行部にも確認をしておりますので、私としては、意見を差し控えたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

そうしますと、わからないことを書いているということになりますよ。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

確認をしております。

○——△——

暫時休憩をいいですか。

○議長（吉永秀俊君）

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 23 分）

再 開（午後 1 時 23 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

質疑は他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論ありということでございますので、はじめに原案に反対者の発言を許します。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

私は、議案第 17 号負担付贈与の受入れに対する反対討論を行います。

反対の理由に 3 つあります。まず第 1 点、贈与の条件の（2）贈与物件のうち、建物等を指定用途に供するために、自己、東彼杵町の財源ですね、それで、負担で解体するものとありますが、この件につきましては、極めて不利な条件である。ここまで、これまでに長崎県は、18 年この施設を放置していたんです。そして、県としてはお荷物の財産であって、建物を含めた管理状態、今までの管理状態ですね、甚だずさんな管理状態だったと言えることから、県は贈与するにあたっては、長年の放置した責任があると私は考えております。また、その責任の取り方として、建物等を指定

用途に供するために、解体費用の全額を、約1億円を東彼杵町だけの負担だけではなく折半することが妥当と考えております。

したがって、この解体費用1億円については、5000万円程度まで引き下げることが可能だと思っておりますので、まだまだ県との交渉する時間が、必要があると思ひ、これは時期尚早だと思っております。なお、2月27日に仮契約を既にされているということですが、本契約はまだ幸いされていないということでございますので、十分検討いただきたいと思ひます。

なお、この交渉にあたっては、町長自身が直談判するのが妥当と考えております。以上、これが1点目。

2点目につきましては、施政方針にも書いてありますが、地区住民への説明をするということなのですが、仮契約の前にも、その後にも、既に2か月、我々が説明を受けてから既に2か月間経っております。その間、一切この利用説明が、地区に対して説明がないということであります。これが2点目。

次に3点目。3点目につきましては、町内の荒廢地が特に目立つ、多い状況から、(1)の町民農園の指定用途とされているが、これからの人口減少を鑑み、10年後、20年後、果たしてこの町民農園として継続可能な状況としては、非常に厳しい状況になってくるのではないのかなと私は予想しております。したがって、今やるべきことは、この荒廢地対策を最優先すべきと考えております。以上3点の理由で第17号については反対討論といたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番議員、橋村孝彦君。

#### ○9番（橋村孝彦君）

先ほど委員長にお尋ねしたのはなぜかなということでここになります。

今、森議員がおっしゃったこともある程度理解できますし、また、議員の中にも結果としてこれは1億円で買ったと同じことになるという話もありますけれど、今の、先ほどの委員長報告と、高月課長の話からいきますと、現状でいきますと、これは指定用途が決まっているという話ですね。ですからこれは今の指定用途の使い方という形でいくなれば、今、本町が提案している部分しかおそらくないのであろうと思ひます。しかし、先ほどの説明からいけば、5年経過したらこれが外れるという形になります。外れることができる、いわゆる普通財産に戻すことができるというふうに解釈できます。そうしますと、現状で、ここを無償で譲り受けるには、今の形でしかできないということです。結果として5年経過した後、これを普通財産に変更可能であれば、正しくこれは、ただで貰ったということになります。

そうしますと、結果として今の構想の中にある町民農園なるもの、これが仮に費用対効果が全くなく、使い道、あるいは荒廢地対策にならなかつたとしても普通財産になったとなれば、これはまた他の用途を考えられるわけです。要するに、町のいろんな、例えば町営住宅を造る、有効な使途。そういったものを、長期的な観点で見れば、私は、これは今の状況で、まず本町が貰っていた方がよいということです。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に反対者の意見を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。それでは、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 17 号負担付贈与の受入れについては、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 19 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 21 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 19 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 5、議案第 21 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 19 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 12 日関係課長、次長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 13 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 812 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 48 億 4470 万 6000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では決算見込みによる減額が主であるが、民生費に介護保険事業特別会計への繰入金 160 万円、教育費に学校高速ネットワーク整備工事費などが追加計上されている。

歳入では、一般財源として普通交付税 1479 万円、土地建物売払収入 1124 万 5000 円が追加計上され、財政調整基金繰入金 7498 万 4000 円、減債基金繰入金 1000 万円が減額されている。

また、特定財源では決算見込み等により国庫支出金 630 万 1000 円、県支出金 1485 万 6000

円、更に繰入金、町債においても普通建設事業等の決算見込みによる減額が行われている。

なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正と地方債補正も行われている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 21 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 13 日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1280 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5246 万 2000 円とするものである。

歳出については、施設介護サービス費の増額分として 1280 万円計上されている。

歳入については、保険料 256 万円、国庫支出金 298 万 4000 円、支払基金交付金 345 万 6000 円、県支出金 220 万円、一般会計繰入金 160 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。浪瀬委員長降壇願います。

それでは、これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 22 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 22 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。 .

記

1 付託された事件

議案第 22 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 275 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5207 万 9000 円とするものである。

歳出では、業務費の委託料 146 万 6000 円、施設費の補償補填及び賠償金 107 万 9000 円、公債費 20 万 9000 円を決算見込みにより減額されていた。

歳入では、繰入金 25 万 4000 円、町債 250 万円を決算見込みにより減額されていた。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置として認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 23 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 7、議案第 23 号令和 2 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。

委員長の報告の前に、今朝配られました資料について、町長の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

地域コミュニティ活動交付金の各地区案について説明をいたします。1 案、2 案、3 案とあります。

1 案の方をまず見ていただいでよろしいでしょうか。全体額、予算額の 400 万円でございます。うち 50%は均等割ということで、各地区一律 5 万 8000 円としております。残り 50%約 200 万円について、それぞれ各地区ごとの世帯数、高齢化率、役場までの距離、町道の延長距離ということで、それを点数化しております。b、c、d、e という番号を振っておりますけれど、そちらで点数化しております。

点数化については、1 案は、それぞれ全体の平均値を 3 点として数値化、平均値で割り返した数値によって 1 点から上限まで、5 点までとして算出しております。世帯数でいきますと、5 点となった所は、世帯数が 200 世帯近くとか上限で止めておりますので、蔵本、本町、東町、橋ノ詰、東宿、駄地が 5 点ということで上限になっております。高齢化率割でいきますと、高齢化率 50%を超えている飯盛、遠目、続いて西宿が高い点数になっております。役場までの距離の割については、それぞれ 5 点が太ノ原、太ノ浦、中岳、遠目、蕪、木場、一ツ石。町道延長距離割では、町道の総延長が高い赤木、太ノ浦、東宿、平似田、中岳、蕪、木場、里、一ツ石が 5 点ということで上限になっております。

こういった数値化によりまして、割り戻した所と合計点数がそれぞれ足した所でございますが、地区ばらつきがございますが、支給額が、トータル 396 万 3000 円。一番低い所でいきますと上杉地区の 8 万 4000 円、多い所で里地区の 14 万 6000 円というところでございます。

1 案はそういうことでございますが、2 案につきましては同様な算出方法でございますが、平均

値を5点として1点から10点まで付点したということで、より差の方が広がったということです。

3案につきましては、当該地区の数値を平均値で除した数値で付点をいたしております。結果的に1番が平準化しております、2、3となるほど少し開きが出てくるということになっています。

行政の意見としては1案でいければという提案でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

3案作っていただいております。

私は、一般質問から議案審議の時に申し述べたことの繰り返しになりますけれど、生活の苦難地区と言いますか、不便地区と言いますか、そういったものに関しましては、高齢化率とか、あるいは役場までの距離ももちろんのことですけれど、町道の延長線等においてもかなりこう、上の方ほど、実は結構高いと私は思っていたんですよ。ちょっと昼休みに見ていたんですけど、私は、3案が良いとぶっちゃけて言いますが、3案を見てもプラスになった部分が15地区で、マイナス地区が19地区なんですよ。その分生活が困難な地区、例えば遠目辺り、遠目は特に特筆しているわけではないんですけど、通勤、通学、買い物、病院等々に行く時に、また冬場になったら雪なんかで行けない。そういった地区に手厚く、かつ人口少数地区にも配慮してというのが結論的としては私の考え方であったんです。これを昼休みにずっと見ていたんですけど、執行部に関しては1案が推薦ということですが、私的観点でいけば3案かなという気がするんですけど、皆さんどういうふうに思われるか知りませんがどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

答弁は要りますか。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

1案、2案、3案それぞれございますが、それぞれ地域の状況等も踏まえますと、平準化して各地域で検討していただくのが良いんじゃないかということで1案ということで設定しております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

この配分方法につきましては、執行部にお任せしますということを私は言っております。それはそれで良いんですけど、せつかくこの3案作られたのであれば、私だけしか言っていないんですけど、他の議員諸氏の意見辺りも少し参考にされた方が良いのではないのでしょうかという気がしますけれど、皆さんどうですか。何か意見があったらお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

質疑ありますか。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

当初の計画でしたら、均等割というのが7万円、人口割で200円という説明でした。今回、人口割から世帯数の点数に変更されております。この理由をお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

当初、均等割と世帯割、人口ということで案を作らせていただきました。それぞれ人口等に配分するのが原則というか、そういったものかという考え方に立っておりましたけれど、やはり、町政懇談会等に行きますと、高齢化率が進んでいる地域、又は、町道の管理ができないという意見がございます。また、世帯についても一人世帯が増えてきている。こういったことを考えますと、委員会の中でもご指摘がありましたけれど、地域のより実状というものを勘案して配分すべきという趣旨に沿って見直し案を作成したところであります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

今聞いたのは、人口割から世帯に変わったのはなぜかと聞いたんです。道路の状況とか、高齢化率とか聞いていません。ピンポイントで答えてください。人口割から世帯数割に変わったのはなぜかと、ここを答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

すみません、失礼しました。人口割から世帯数割に変えたについては、核家族とか単身世帯の増加、こういったものを含めていくと、より世帯数の数で点数化していく方がより地域の実態に合うということで見直したところでございます。

○——△——

了解。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ないですか。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

先ほど執行部は1案が良いということで推薦されております。私としては、先ほど橋村議員が言われたように、特に遠目地区とか蕪、やはり県境の方、辺りですね。特に、そういった交通便とか



に困っておられる所での加算辺りが良いのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に、質疑ないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。

これから、本案について委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第23号 令和2年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

令和2年3月12、13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月12日関係課長、次長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後13日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億7200万円とするもので、対前年比20.2%（8億8700万円）の増となっている。

歳出については、議会費6985万円、総務費8億6698万9000円、民生費14億4525万1000円、衛生費3億1430万円、労働費1万円、農林水産業費3億2154万8000円、商工費7249万円、土木費8億2965万2000円、消防費1億9992万5000円、教育費6億1276万8000円、災害復旧費200万7000円、公債費5億2717万1000円、諸支出金1000円、予備費1003万8000円の計上である

歳入については、町税7億4129万6000円、地方譲与税5834万3000円、利子割交付金65万円、配当割交付金150万円、株式等譲渡所得割交付金100万円、法人事業税交付金1000円、地方消費税交付金1億9000万円、ゴルフ場利用税交付金600万円、環境性能割交付金400万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金160万円、地方特例交付金407万円、地方交付税18億3000万円、交通安全対策特別交付金95万円、分担金及び負担金810万2000円、使用料及び手数料6124万7000円、国庫支出金5億2851万7000円、県支出金4億1237万4000円、財産収入1616万6000円、寄附金3億23万2000円、繰入金3億8595万3000円、繰越金2700万円、諸収入3億6919万9000円、町債3億2380万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、予算執行に当たっての補助金等交付においては、条例、規則、要綱等とよく照合し、地域性も考慮しながら公平公正かつ厳正に取り扱われることを望むとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 23 号令和 2 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 8  | 議案第 24 号 | 令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算<br>（委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 9  | 議案第 25 号 | 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算<br>（委員長報告・質疑・討論・採決）    |
| 日程第 10 | 議案第 26 号 | 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算<br>（委員長報告・質疑・討論・採決）      |
| 日程第 11 | 議案第 27 号 | 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算<br>（委員長報告・質疑・討論・採決）     |

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 8、議案第 24 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 9、議案第 25 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 10、議案第 26 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 11、議案第 27 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 24 号 令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 13 日総務課長及び税財政課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 36 万円とするものである。歳出については、総務管理費 32 万円、事業費 2 万 9000 円が主な計上である。

歳入については、財産運用収入 4 万 8000 円、繰越金 30 万 8000 円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 25 号 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 12 日総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 13 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ対前年度比 5.98% (7200 万円) 増の 12 億 7700 万円とするものである。

歳出については、総務費 852 万 2000 円、保険給付費 9 億 4084 万 5000 円、国民健康保険事業費納付金 2 億 9532 万 9000 円、財政安定化基金拠出金 1000 円、保健事業費 2702 万 2000 円、基金積立金 4 万 8000 円、公債費 16 万 8000 円、諸支出金 60 万 3000 円、予備費 446 万 2000 円の計上である。

歳入については、国民健康保険税 2 億 16 万 8000 円、使用料及び手数料 2000 円、国庫支出金 1000 円、県支出金 9 億 6994 万 5000 円、財産収入 4 万 7000 円、繰入金 1 億 229 万 7000 円、繰越金 430 万円、諸収入 24 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 26 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 12 日総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求

め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 13 日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ対前年度比 1.0%（780 万円）増の 8 億 2780 万円とするものである。

歳出については、総務費 2035 万 9000 円、保険給付費 7 億 3721 万 1000 円、財政安定化基金拠出金 2000 円、基金積立金 5 万 5000 円、地域支援事業費 6948 万 1000 円、公債費 8 万 4000 円、諸支出金 10 万 8000 円、予備費 50 万円の計上である。

歳入については、保険料 1 億 6624 万円、使用料及び手数料 3 万円、国庫支出金 2 億 896 万 2000 円、支払基金交付金 2 億 789 万 9000 円、県支出金 1 億 1595 万 1000 円、財産収入 5 万 5000 円、繰入金 1 億 2512 万 4000 円、繰越金 1000 円、諸収入 353 万 8000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

#### 1 付託された事件

議案第 27 号 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

#### 2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12、13 日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 12 日総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 13 日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ対前年度比 5.4%（600 万円）増の 1 億 1700 万円とするものである。

歳出については、総務費 1020 万 7000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 591 万 8000 円、諸支出金 15 万 1000 円、予備費 72 万 4000 円の計上である。

歳入については、後期高齢者医療保険料 7029 万 1000 円、繰入金 3901 万 2000 円、諸収入 767 万 8000 円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 24 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 25 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 26 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 27 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 28 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 13 議案第 29 号 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 30 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 31 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 12、議案第 28 号令和年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 13、議案第 29 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 14、議案第 30 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 15、議案第 31 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木産業建設文教常任委員長。

#### ○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 付託された事件

議案第 28 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

##### 2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12 日、13 日

##### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、税財政課長及び水道課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算の歳入、歳出総額は 6310 万円で、前年度より 1510 万円増額となっている。

歳入の主なものは、使用料 672 万 7000 円、一般会計繰入金 4075 万 2000 円が計上されていた。また、公営企業会計移行のための資産整理事業を行うため、公営企業会計適用債 460 万円が計上されていた。

歳出の主なものは、運営費の光熱水費等需用費 902 万 3000 円、維持管理保守委託料 563 万円、建設費の工事請負費 1301 万 4000 円、公営企業会計移行のための資産整理業務委託費 683 万 5000 円、公債費の 2680 万 1000 円等である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、需要と供給のバランスを取り、設置器具の検討をしながら進めてほしいとの意見がありました。

次に。

##### 1 付託された事件

議案第 29 号 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12 日、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、税財政課長及び水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 1530 万円で、前年度と比較して 230 万円の増額となっている。

歳入の主なものは、使用料として 251 万 3000 円、集落排水の更新事業を行うため、県補助金 200 万円、町債 180 万円。また、公営企業会計移行のための資産整理事業を行うため、公営企業会計適用債 160 万円が計上されていた。一般会計繰入金は 737 万 1000 円である。

歳出の主なものは、運営費の光熱水費等需用費 195 万 3000 円、維持管理保守委託料等 228 万 1000 円等、計 470 万 1000 円である。建設費は、工事請負費 440 万円、公営企業会計移行のための資産整理業務委託費 250 万 9000 円等、695 万 6000 円である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、需要と供給のバランスを取り設置器具の検討をしながら進めてほしいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第 30 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 12 日、13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、総務課長、税財政課長及び水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度の水道事業全体の総収入額 3 億 8281 万 6000 円で、総支出額は 3 億 7304 万 6000 円が計上されている。

水需要の予測として、令和 2 年度の年間有収水量 778,150 m<sup>3</sup>が見込まれ、主な収入源である水道料金収入を 1 億 6384 万 4000 円とされている。

経営部門では、事業収益 2 億 6024 万 5000 円に対して、事業費用 2 億 3809 万 8000 円が予定されており 2214 万 7000 円の利益が生じる見込みである。

資本部門においては、収入 1 億 2257 万 1000 円に対し、町道改良関連工事、公共下水道関連工事等、建設改良費に 1 億 179 万 1000 円、企業債償還に 3314 万 5000 円等が予定されている。差し引きでは、1237 万 7000 円が不足することになり、不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填されることになっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 31 号 令和 2 年度公共下水道事業会計予算

2 審査年月日

令和 2 年 3 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 13 日総務課長、税財政課長及び水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度公共下水道事業の収益的収入は 3 億 96 万 1000 円で、収益的支出は 2 億 6968 万円である。また、資本的収入は 2 億 4017 万 1000 円で、資本的支出は 3 億 2761 万円である。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 8743 万 9000 円は、当年度分損益勘定留保資金等 8743 万 9000 円で補填するものとする。

業務の予定量は、接続戸数 921 戸、年間総排水量 270,400 m<sup>3</sup>、主な建設改良事業は管渠新設工事 2 億 4017 万 1000 円である。

本年度は、第 3 期認可区域である千綿宿地区及び八反田地区の面整備を進める。また、公共下水道事業は今年度より終末処理場及びマンホールポンプ場の更新事業に着手することである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、千綿宿地区において、隅田川から彼岸方面のエリアが遅れていると地元からの声が上がっている。早急に打開策を作って進めてほしいとの意見がありました。

また、需要と供給のバランスを取り設置器具の検討をしながら進めてほしいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 28 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 29 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 30 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 31 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16 陳情第 1 号 こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、陳情第 1 号こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情を議題とします。本件について委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第1号 こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情

2 審査年月日

令和2年3月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、陳情者の社会福祉法人わかば福社会理事長明時正志氏を招き事業内容等の説明や意見聴取を行い、その後委員会を開催しました。

今回の陳情は、東彼杵町内に幼児や児童の障害者を支援する施設、また、放課後等デイサービスがなく、働く保護者に対する支援が必要のことから、こども発達支援センター・放課後等デイサービスの施設整備計画がされている。その中で、国、県の補助金も財政事情により減額されることから総事業費の10%の支援を願いたいとのことである。

慎重に審査した結果、陳情者の願意を認め、本町の財政事情を鑑みながら応分の支援をすることで全委員一致主旨採択すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

それでは、この施設の理事長さんと呼んで事業内容の説明、そして意見聴取をされたということですが、総額1億1000万円程度でしたね。1億1000万円の10%を支援をしていただきたいというような陳情でした。そこで、委員会の中で、その総事業費の国、県の補助金の減額がどのくらい減額されているのか。当初の計画からどれだけ減額されたのか。そして最終的な国、県の補助金はいくらになったのか、更には、この最終的な負担金としてどのくらいになったのかも聞かれたのでしょうか、是非それも教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

当初、その国、県の補助金というのは、4分の3ということでありましたけれど、そういった決定ではありませんので内示という形の中で6000万円ぐらいしかないような話を伺っております。約1000万円程度ですね、交付金が減額されるようなこともありまして、そういった形の中で東彼杵町にも是非お願いをしたいという旨の陳情でありました。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

4分の3ということは、1億1000万円だったら、約8250万円ぐらいなるんですよ、補助金。でも、6000万円になりましたという話でしょう。4分の3の補助を最初見込んでいたんですけど、

6000万円になるという話ですよ。最終的には負担ということ、いくらと答えられましたかね。

○——△——  
——△——△——

○10番（森敏則君）

最終的に6000万円。6000万円だったら1億2000万円です。計算が合わない。

それはそれで良いけれど、今回は趣旨採択ということですので、この応分の支援をすることは、この応分というのは、それなりに、あるいは分相応な補助ということで今調べましたらそういう意味で書いてあります。そういった理解でそれなりの補助、分相応な補助を認めましょうという話で良いんですか。確認します。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

今回、この財政事情から国、県の補助金も減額されて、当然、東彼杵町においても厳しい財政状況を鑑みながら、結局、委員会の中ではやはり10%と限定せずに、ある程度財政状況を鑑みながら執行部としては取り組んで欲しいです。逆に、財政状況が許せば10%と言わないでも増額も鑑みて良いのかなということも考えられるわけですので応分という表現に、この文書の中に書いてあり財政事情を鑑みながら応分の補助をするべきではないかということで、全委員一致です。それぞれ意見が出たわけですが、非常に財政事情が厳しいからということで。ですから、こういった表現にしております。

○——△——

了解。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

ちょっと、総務なんですけれど、お尋ねではなくて、先ほど補助率を4分の3という答えを委員長はされてましたね。これは国の、違う違う、国は確か3分の2でなかったですか。その4分の3を県が補填するという話ではなかったですか。ちょっと説明が違っているような気がするんですけど、税財政課長、説明をしてやってくれる。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時27分）

再開（午後2時30分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから、総務厚生常任委員長に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

本件に関する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定されました。

日程第17 議案第32号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第17、議案第32号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第32号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ383万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億4853万7000円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出におきまして、新型コロナウイルス対策費として民生費に新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金5万円、保育対策総合支援事業補助金として120万円、予備費に200万円を追加計上し、また教育費に旧千綿中学校屋外階段基本設計業務委託料58万1000円も併せて計上させていただくものでございます。

歳入におきましては、特定財源として国庫支出金125万円、教育文化施設整備基金繰入金58万1000円を計上し、一般財源としましては財政調整基金繰入金200万円を追加計上させていただいております。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第32号についてご説明いたします。

それでは、資料の8ページをお開きください。3番歳出でございます。3款2項1目19節、新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金は、保健センターにあります子育て支援すくすくねんねが購入しますマスク、消毒薬等の購入補助として5万円。その下2目19節、保育対策総合支援事

業補助金は、認定こども園3園が購入するマスク、消毒薬等の購入補助120万円を計上しております。これは、3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として国から財政措置が出されたことに受けて要望調査を行い、急遽計上させていただいたものになります。なお、100%国補助となっております。

9ページになります、10款2項1目13節委託料については、旧千綿中学校の体育館と校舎を結ぶための屋外階段設置に係る基本設計費用を58万1000円計上いたしました。

10ページをお願いします。14款1項1目予備費につきましては、万が一ではございますが、町内にコロナウイルスが発生した場合等、緊急対策に対応できるよう予備費200万円を追加で計上しております。

戻って6ページをお願いします。16款2項2目民生費国庫補助金は、マスク等購入補助の財源として125万円追加をしております。

7ページの20款1項1目財政調整基金繰入金と5目教育文化施設整備基金繰入金は、予備費と旧千綿中学校屋外階段基本設計費用の財源として、それぞれ200万円と58万1000円を追加しております。

戻りまして3ページをお願いします。第2表繰越明許費補正は、旧千綿中学校屋外階段基本設計費用の繰越をお願いするもので、58万1000円を計上しております。

戻って1ページ、2ページの第1表、それから4ページ、5ページの事項別明細書につきましては、ただいまの補正の積み上げでございますので、説明を省略いたします。説明については以上になります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

8ページをお願いします。3款2項2目児童運営費。今回120万円の予算がついて認定保育園3か所にこどもの方々にマスクとか消毒薬が交付されたことは、非常に良い政策だと思っておりますけれども、問題は、新聞紙上にも出ていましたけれども、そのマスクを購入した、そのスタッフ、認定保育園とは言いませんよ、どこか児童、学校とかの、病院とかのスタッフ。それを、マスクを自分の自宅に持って帰って販売をするという新聞報道記事がなされておりました。そういう事案を防止するために町として、3か所の認定保育園にマスクを購入して配布されるんですけど、そのための認定保育園に対する指導というものを、具体的にどういうことを考えておられるか、その点のところをお伺いします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

これは、認定こども園に調査をいたしまして、必要部数を確認いたしまして、こういう予算を国に要求をいたしております。ただ、大石議員がおっしゃるように、これは性善説に頼るしかありませんけれども、そこまで町としてチェックはできません。しかし、マスクが手に入るかどうかもちよっと不透明でございまして、こういう予算も国からの希望がありましたから、各施設に希望を取って上げたということだけでございます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

まさに、町長が言われた性善説、相手を信用しなければいけないんですけど、町として交付する時にしっかり管理してくださいよということだけは言えるはずですが。何もしないで国から来ました、認定保育園に交付しました、これだけでは町としては、ちょっと不十分です。やはり、そういうところを、過去の新聞報道の事例を鑑みながら、しっかりと、マスクは家庭に入らないような状況の中ですから、そういうことをしっかりと認定保育園に伝えるということが町としてのあるべき姿ではないのかなと思いますけれど、町長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそうございまして、これはコンプライアンスがございまして、皆さん、保育士さんも何人もいらっしゃいますから、そういう状況に持ちこめば必ず伝わってきます。1人でされるわけではございませんから、情報はたぶん透明にされると思います。ただ、そういう事件もあったことは、こういうことで、こども園の方に是非使っていただきたいというのは一言は申し上げたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

実はこのマスク、買えないんですよ、買えないんです。私も、いろいろものの中で、前もって箱でいくつか買っていたんですけど、無くなってしまって、現実的に今買えないというのが現状なんです。では、行政側は、購入の目途、あてがあるんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

購入の目途とか何とかではなくて、今、一日6億枚生産をかけると国もおっしゃっていますので、この事業というのは、あと2週間、この間に決着をしなければならないんです。年度内の予算でございすもんですから。だから、なるべく手は打ちますけれど、おっしゃるように無ければたぶん手に入らない。ただ、希望がございましたから、そういう措置を取ったということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

おっしゃっていることはわかります。では、現実として要望があったから予算を上げたという話なんでしょう。そうしますと、では、要望した側が入手できなかったと、結果として。そうしたらこのお金はどこにいくのですかという話なんです。だから、言わせてもらえれば、ちょっと悪いんですけど、そういった要望をするならば、ちゃんと自分の中で確保できるという根拠があるべきだと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

根拠というか、時間がございましたから、その要望を上げるということでしたので、係としては皆さんに希望調査をして予算を獲得するというところでございます。ただ、おっしゃるようにちょっと厳しい状況でございますが、なんとか国も対応をするとおっしゃっていただいておりますので、あと2週間なんとかどうにかならないかなと。まあ、それもございまして、コロナの状況等も応じてどうにか手を打ちたいと思っておりますが、おっしゃるように現実的には今のところ厳しいというところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第32号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 報告第2号 専決処分に関する報告について

（千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第18、報告第2号専決処分に関する報告について（千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

専決処分に関する報告第2号ですが、まずお詫びを申し上げなければなりません。本来なら、会期当初に上程し報告しなければなりませんでしたが、会期末になりましたことを心からお詫びを申し上げたいと思っております。

専決処分書につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分するものでございます。

1、契約変更の理由、千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）契約額の変更。2、契約変更の方法、当初は指名競争入札による契約、変更は随意契約でございます。3、変更前契約額は、8204万4600円。4、変更後契約額は、8369万5700円。5、契約の相手方、住所 佐世保市光町109、会社名株式会社堀内組 代表取締役 山下功三でございます。詳細につきましては、水道課長に説明させていただきます。よろしく願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

重ねて本日の報告になりましたこととお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

内容を追加して説明をさせていただきます。お配りしております専決処分書の次のページに図面を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。

今回の変更の内容が、この図面の中に文書で書いております内容が対象になります。まず、左側に書いております部分になりますけれども、本工事が地下約4.5mの所を、トンネル上で推進で下水管を配管する工事です。土質が、非常に玉石が多いと想定されておりますけれども、この玉石にはじかれて先導体が行き先が定まらない状態が頻発いたしまして、この先導体を安定させるために、地盤改良をこの推進工法の放線上に追加施工をしております。当初の予定では、可能性としては、推進区間、全区間で行う必要性が想定されましたけれど、一応6本改良をしたところで安定しておりますので、この第2回変更の内容だけで工事自体は完了できました。その他に、真ん中のところに書いております地下水の浸入があったことによる水替工の追加、このような内容によりまして変更後の契約金額に増額となっております。併せて、今回の変更によりまして工期の方も1月31日までの工期を2月28日までに延期をしております。

第2回の変更では、165万1100円、前回の変更から約2%の増額となりましたことを報告させていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第2号を終わります。

日程第19 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）



次に、日程第 19、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配布しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、3 月 10 日大石議員の一般質問に対する教育長の説明を求めたいとの要望がありましたので、ここで大石議員の発言を許可します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、議長は 3 月 10 日と言われましたけれど 3 月 11 日です。教育長の補足説明に対するのが 3 月 11 日にありましたけれど、3 月 11 日に行われた教育長の補足説明について再度説明をしていただきたいということで、先日、議長の方から教育長の方に、私の質問事項を貼って、届いているかと思えます。全部いくといけませんので、ひとつずついきたいと思えますのでよろしくお願いします。

第 1 点、昨日当時の関係者と検証いたしましたということでございました。その 10 日の一般質問が終わった後、昨日、当時の関係者と検証いたしましたと説明をしておられました。10 日のいつ検証されたんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

3 月 10 日の議会終了後関係者が集まって協議いたしました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

関係者とは何を検証されたんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

停職6か月の処分に係る経緯でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

その件については、私が後で説明して、それと違っていたら、教育長、まずそこは違うよ大石議員とってください。

お手元に、教育長の処分に至る経過説明というのを資料で教育長にお渡ししております。各議員、町長にも渡ししてあると思います、見てください。

まず最初に、平成31年、これはいつだったかわかりませんが、たぶん処分された2月1日の前だと思います。その時に、3月11日の補足説明の時に、前町長の指示によって教育長名で処分をせよという、3月11日に補足説明でなされておられます。

それで、次に、31年2月1日、正しく処分の日です。M職員に対する処分が、処分の辞令は教育長名で発行したと、これまた教育長の説明でございました、補足説明のですね。しかしながら、辞令書、お手元にありますけれど、東彼杵町教育委員会となっております。教育委員会。まあ、それから31年2月6日に教育委員会定例会が行われております。そこに当時の教育委員さん4名全員が出席をされておられるわけですが、その時は、その処分は、4名の教育委員さんに口頭で説明しておられます。結果、事後ですよ、処分した後、2月1日から6日経った後。そして、教育委員会の議事録は存在をしていない。このように補足説明がございました。

令和2年3月10日、今度は私の一般質問です。3月一般質問の時に、教育長は教育委員会名で処分をしたと説明をされて、私はそれについて質問を展開していきました。おかしかったのではないですか、教育委員会でされたんですけども、教育委員4名の人は何らここにかかわっておられないということであるということ、私は一般質問で質問しました。それをもって、翌日3月11日、教育長の補足説明が行われたわけです。教育委員会名ではなくて実は教育長名で処分したと、前日の10日の答弁を修正されたということでございます。それで、ここまでのところ、もし私の経過説明で誤っているとことがあったら指摘してください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

まず最初に、申し遅れましたけれど、ただいま大石議員の質問に対しまして、停職6か月の懲戒処分に対しまして、私も、今、経過説明がございましたような形ですぐに明確な回答ができませんで誠に大変申し訳なく思っております。その後、町長からも、その日のうちに、また翌日も厳しい叱責を受け、厳重注意を受けたところでございます。また、再度、補足説明を展開させていただきたいと思っております。

今ご説明がりましたが、一番の根幹にありますのは、教育長名で処分をというふうなことで、

役場教育委員会の職員に対しまして、教育委員会より委任を受けて処理をしたわけですが、大石議員が言われていますように、役場職員の処分に関して教育長が処分ができるかというのが一番のネックではなかろうかと思っております。また、2月1日に処分説明書というのが総務課の方から参ったわけですが、その時には、教育長名でございましたので、本来ならば教育長名での辞令を出さなければならなかったのですが、先日申し上げましたようにこれは間違いで、処分書もまた処分説明書も教育長名になっておりましたので、教育長名に変更させていただいたということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、(3)項の関係者とはどなただったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

処分懲戒分限審査委員会のメンバーで、前総務課長、教育次長でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

確認します。前総務課長は今の会計課長ということでよろしいんですか。

○——△——

はい。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

総務課長と現会計課長、お2人ということでよろしいですね、関係者。お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

懲戒分限審査委員会のメンバーではお2人でございます。あと立会いなどしていただいたので教育次長も一緒に関係者ということでお話を聞いたということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、関係者の中に、当時の教育委員の方は含まれていなかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

もう、懲戒分限審査会のメンバーで十分把握できるかと思われましたので、教育委員さんにはお話

はいたしませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

次は大きな 2 番目の質問、ちょっとお尋ねします。平成 27 年 4 月 1 日より、地方公務員法の改正及び新教育委員会制度の開始により、処分については町長名はもちろん、教育長名でもできるようになりました。このように 3 月 11 日に説明をしておられました。この根拠、町長名はもちろん教育長名でもできるようになりましたという根拠の法律を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

町長につきましては、地公法で、議員さんから頂いております資料 1 のように地公法の中で任命権者、つまりは採用者でございますので、その方は処分もできるということでございます。教育長名でもできるふうにしておりますのは、地教行法の 25 条の第 1 項第 2 項のかかわりかと思っております。委任することができないとしている事務も教育長が行うことができるというように県教委からも見解をいただいておりますので、そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、教育長は町長名はもちろんというのは、地方公務員法第 6 条のことですね。そして、教育長名でできるとなったのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条でできるとなった。

では、ちょっと読みます。任命権者第 6 条、地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、その次に教育委員会、人事委員会、まあ、ずらずらと。の条例に基づく任命権者や職員の任命、休職、免職、懲戒処分等を行う権限を有する者とする。当然、地方公共団体のある町長は、役場職員の職員さんたちは、処分が当然あるんですよ。しかし、教育委員会に所属されておられる職員さん達は、出向している形です。懲戒処分権者は、教育委員会なんです。教育委員会ですから町長の権限にはあたりません。いいですか、このところは、完全に教育長は間違っておられる。これが第 1 点。

次に第 2 点。今、教育長でもできるようになりましたという地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、事務の委任等、教育委員会は、ちょっと省略します。教育長に委任し、又は教育長として臨時に代理させることができる。総体的に教育委員会の仕事は教育長に委任することができるとなっているんです。これは、そこからきておられるのではないかと、今度はその 2 項、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することはできない。できないとなっているんですよ、いいですか。その中の 2 項、その中の 4 号に、教育委員会及び教育委員会の所属する学校、その他教育機関の職員の任免、要するに教育委員会に所属している職員さんの任免、その他人事に関する事。任免はその他人事に関する事は教育長に委任することはできないとなっているんです。全然、今の教育長の説明は真逆だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

一言で申しますれば、教育委員会という、第6条の中にございます、この教育委員会から教育長が委任を受けて対処したということをございます。そして、今、議員がおっしゃいましたように第2項の第4、教育委員会及び教育委員会の所管に属する云々というこの文言に関しましては、じっくりゆっくり読んでいただければわかると思うんですが、教育機関の職員の任免その他の人事に関するのと、これは役場職員のことではない。というふうなことで、だから、今回の処分は教育長名でできないのではないかというふうに言われるわけですが、これはちょっと違うと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長ではないんですよ、この教育委員会の職員の任免、その他人事に関することは、懲戒処分権者は教育委員会なんです。委員会になるんですよ、町長でもないんです。それを、私は何回も、少なくとも2回は、先ほど教育長が言われた県教育庁総務課法務監察班、電話番号まで言いますよ095-894-3313、ここに問い合わせました。2月21日も問い合わせ、3日前も再確認で電話しました。東彼杵町教育委員会に勤務しておられる職員の懲戒処分権者はどなたでしょうか。町長ですか、教育長ですかと質問。その2つとも間違いです、答えは教育委員会です、組織です。こういうことなんです。これね、大変な間違い。今まで教育長がやってこられた任免。教育長が就任、平成27年10月1日だったですかね、2日だったですかね。任命されて以来、任免行為をされたやつをもし教育長名でなされたすれば全て誤りということになる。全て誤りなんです。これは、そうしたら大変な問題になる。これは、誤りなんですから、懲戒処分権者ではない方が懲戒処分をずっとされてきたわけですから、これを遡って全部白紙撤回です。誤りということなんです。大変な問題です。これは人権問題もあります。補償もしなければいけません。私の、この今の言葉に対して何か。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

議員からのご質問の、次の(2)法律以外の根拠はあるのか。あるとすればそれは何かというふうなことをございます、あくまでも教育委員会から教育長が委任を受けたという形をございます。

ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが、この第一法規の文書があります。この解説本も根拠の1つをございます。と申しますのは、今回の地教行法改正に携わった、つまり地教行法を作った文科省の小中教育局の官僚たちによる解説本をございます。逐条というのが書いてありますが、1条1条きれいに解説をしていったというふうなものでございます。学者がやったものではなくて、文科省の職員がそれぞれ作ったものでございます。

解説の25条第4項の逐条解説をちょっと見ていただきたいと思います。258ページにあるんですけど、それは、この第4項、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関するのとあるが、これは、ちょっと小さくて見えにくいかもしれませんが、こんな風を書いてあるわけをございます。

人事に関することは、当該組織に固有の権限であり、また各教育機関において実際の教育にあた

るのは教職員であって、教職員であって、これらの人事、つまり教職員の人事は教育の正否に大きくかわることから教育長に委任できない事務とされているのであるということでもあります。つまり、ここで、第4号で言うておられますのは、県費負担教職員の任免、その他の人事に関することは教育長に委任できないと言っているのでありまして、教育委員会に出向してきた役場職員については、教育長に処分等を委任することができるというふうな解釈になるわけでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この件も、教育長が言われている県の先ほど教育庁の方に確認しました。今、教育長が言われたことは、この東彼杵町に所属する正規の、レギュラーの学校の先生は、県の方に委ねなければならない、こういうことなんです。そういうことなんです。だから、町から出向している職員さんたちは違うんですよ。これは、あくまでも町の教育委員会が懲戒権者ということなんです。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育委員会から委任された教育長もそのことを、業務を執行できるということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この件は、先ほど解説書は、あとでコピーして渡してください。ここで論論ながしても時間があっても足りません。ですね。

次、正式名称は処分書とも、処分告示書とも言っておられた。あれは、処分説明書の誤りではないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

正式名称としてはどれもが正式名称ではないかと思うんですけど、処分の内容を書いたのが処分書であります。処分告知書というのは、これを新聞等に公表しますよというふうな意味の告知でございます。そして、処分の内容を説明した、こうこういうことかなというのが処分説明書ということになるかと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町の公文書のやつを全部調べましたけれど、この処分書とか処分告示書とかは出てきません。それから、処分説明書というのは、教育長から頂いたものがありますけれど、処分説明書がありますけれど、そもそも一番大事なことは、私が先ほど申しましたように懲戒権者は誰かということなんです。教育長は、教育長にある。私は、この法律からして明確に、権限、委ねることはできないと明確に書いてある。ここは論点のすれ違いなんです。それはいいんですよ。次、時間がないか

ら、そわそわしている議員もいる、本当は大事なこと。他の議員さん、ちょっと我慢して聞いてください。

その次、辞令書を見てください。これは10日に頂きました。この辞令書は原本なんですか。原本を私に渡されましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

原本のコピーだそうです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、あとで原本を見せてください。ちょっと。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

原本は本人が持っていると思いますので、コピーしかうちには残っておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、コピーのコピーを私に渡されたということになりますね、それでよろしいですね。

そうしますと、これを見てください。普通、手渡される時に、原本とコピーが相違でないということで、必ずこういうやつは契り印が必要なんです。契り印とはわかりますか。割り印です。割り印がここにはないといけないんですよ。割り印が打っていない。なぜ、おかしいではないですか。コピーしたら割り印まで写らないといけないんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

この辞令につきましても、総務課の方から頂いたと思いますが、ちょっとうちの方では掌握しておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

総務課の方から頂いているということが、またおかしいということになります。なぜ総務課なんですか。教育委員会のやつがなぜ総務課なんですか。総務課長にちょっと、町長、尋ねてもらってよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

以前から懲罰会議という名前でやっていたということで聞いています。これは、任命権者に処分の権利があるんですが、公正にするということからですけど、31年1月から懲戒処分分限審査委員会を要綱を作ってしております。そこで処分の内容等を審査したと、事務的には総務課の方でしたもんですから、参考として処分書なり説明書なり、辞令というものを渡したということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そこがおかしいですよ。総務課長の方はやって、参考書として教育委員会に渡した。教育長に渡した。参考書を使ってはいけないんですよ。やはり、教育委員会で作らなければいけないんですよ、そこは根本的に。だから、ここに職員という名前がおかしいなと。そして、普通、名前を打ったら黒塗りにするんですよ、これは個人情報で。紙を貼ってやりましたという話です、紙なんかやってやりません。そこをまず教えてください。普通だったら、焼いたらマジックで黒で塗らなければいけないんですよ、普通。あり得ないでしょう。そこを、教育長、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

黒塗りをいたしますと裏から見た時に名前がはっきりわかるものですから、付箋を貼ってそれをコピーさせていただいたということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

苦しい言いわけですね。では、これも裏から見たら見えるんですか、貰ったやつ。見えませんよ、コピーすれば。黒塗りしたやつをそのまま渡せば見えますよ。黒塗りをしたあとにコピーすれば見えません。そんな苦しい言いわけ。言いわけ名人と付けさせていただきます。

教育長、もう一回見てください、角印。東彼杵町教育委員会、これは教育委員会の職印ですか、よく見てください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育長の印を使っていると思いますが。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そうなんですよ。東彼杵町教育委員会と打ちながら、東彼杵町教育長の印。教育委員会の公印は



無いんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

よって、先日、これは間違いでありましたと申し上げるところでございます。その後、教育長名で教育長の印を押して、再度お送りしたということでもあります。

○——△——

議長、これはここでやるべき質問なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 14 分）

再 開（午後 3 時 18 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいま論点整理をということでございましたが、東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則というものがございまして、規則がですね。そして、その中に教育委員会は、次のことを教育長に委任することができるというふうなことでございまして、それが、この県費負担教職員の任免その他はできませんよと。そして、県費負担教職員のサービスの監督の一般の方針、これもできませんよと。そして、前の 2 号に定めるもののほかということは、県費負担教職員の、前の 2 号に対して定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定め懲戒を行うこと。懲戒は県しかできませんので行うこと、これはできませんよと。ただ、この他のことは教育長に教育委員会は委任することができますよというふうなことがこの規則の中に書いてあるわけです。

そして、今回、懲戒処分をいたしました、2 月 6 日に教育委員会でした、それも、この規則の中の 4 条に、教育長は、その行った事務のうち重要又は異例に属する時と認めることについては、次の教育委員会の会議に報告しなさいと。だから、議事録が無いんです、報告だけだから。ということでございます。論点整理をいたしました。

○議長（吉永秀俊君）

これで最後にします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは、ここで決着できません。これからは、私は、いろんなところ、弁護士さんとかいろいろに相談をして、県教育庁もあります。これは、教育長と私のどっちが、雌雄を決する大きな戦いになると思います。私も覚悟して臨みます。これで私の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午後 3 時 20 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉 永 秀 俊

署名議員 橋 村 孝 彦

署名議員 森 敏 則